

江津市人権施策推進基本方針

～多様性が尊重される「共生社会」の実現～

2021(令和3)年3月

江 津 市

江津市教育委員会

はじめに

人権とは、人間の尊厳に基づいて私たち一人一人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。すべての人に共通して備わっていることから、「普遍的」であるとされています。

国際社会においては、1948（昭和 23）年の「世界人権宣言」から現在に至るまで、この「人権という普遍的な文化」を世界中に構築するため、国連を中心に様々な宣言や条約が採択され、その実現に向けた運動が推進されてきました。

我が国においても、すべての国民の「基本的人権の享有」「個人としての尊重」「法の下での平等」が日本国憲法に規定され、様々な人権問題に対応した法整備が進められるとともに、各種計画に基づく人権施策が推進されています。

しかしながら、近年における国際化・少子化・高齢化・情報化・多様化等の社会の変化に伴い、外国人や障がい者に対する差別的な言動、児童や高齢者の虐待、インターネット等を利用した人権侵害や社会的格差に起因する人権問題、さらには、性的指向と性自認等に関する偏見等、人権問題はますます複雑化・多様化しています。

本市においては、2001（平成 13）年に「江津市同和問題啓発・教育基本計画」を、2006（平成 18）年に、その後継の計画として「江津市人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権教育・啓発に係る各種施策を推進してきました。しかし、新たな人権問題の発生や新たな条約・法令・計画等の締結・施行・策定等に対応した基本方針が必要であることから、この度、改めて本市における人権施策の基本的な指針となる「江津市人権施策推進基本方針」を策定しました。

今後は、この方針に基づき、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進してまいります。

市民の皆様におかれましても、人権問題を自分自身の身近な問題として捉え、本方針の理念である「多様性が尊重される共生社会の実現」に向けて、主体的な取組を実践していただきますようお願い申し上げます。

終わりに、本方針の策定にあたり、御尽力を賜りました江津市人権施策推進基本方針策定委員会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの方々に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

江津市長 山下 修

目 次

第1部 総論

第1章 基本方針策定の趣旨	1
第2章 基本方針策定の背景	2
1. 国際社会における人権規範の形成	2
2. 国の取組	3
3. 県の取組	4
4. 市の取組	4
第3章 基本方針の理念と性格	7
1. 基本方針の理念	7
2. 基本方針の考え方	7
3. 基本方針の性格	7

第2部 各論

第1章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	8
1. 幼児教育及び学校教育における人権教育	8
2. 社会教育における人権教育・啓発	12
3. 家庭における人権教育	13
4. 企業等における人権教育・啓発	13
5. 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育	17

第2章	重要課題への対応	18
1.	女性	18
2.	子ども	21
3.	高齢者	26
4.	障がい者	29
5.	同和問題	33
6.	外国人	36
7.	患者・感染者等及びその家族	40
8.	犯罪被害者とその家族	44
9.	刑を終えて出所した人及びその家族	46
10.	性的指向と性自認等	48
11.	インターネットによる人権侵害	51
12.	災害に伴う人権問題	53
13.	様々な人権問題	55
第3章	施策の推進	60
1.	全庁的な推進体制	60
2.	人権啓発センターを核とした推進	60
	江津市人権施策推進基本方針の施策体系	61
	用語解説	63
	資料	84

第 1 部 総論

第 1 章 基本方針策定の趣旨

1948（昭和 23）年の国際連合（以下「国連」）総会で採択された「世界人権宣言^{*1}」では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と規定しています。

また、日本国憲法は「基本的人権の尊重」を基本原理とし、第 11 条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」と定め、第 14 条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めています。

世界人権宣言や日本国憲法が制定されてから今日まで、国内外においては、人権尊重のための様々な取組が行われてきました。その間、社会における人権尊重の概念の認識・理解について着実な進展がみられる一方、民族紛争や宗教対立、テロ行為等により平和・人権・民主主義を脅かす様々な問題も発生しています。

我が国においても、我が国固有の人権問題である同和問題をはじめ、女性への暴力・児童生徒のいじめ問題・児童虐待や高齢者虐待の増加等に加え、外国人や障がい者に対する差別的な言動、インターネット等を利用した人権侵害や貧困に起因した人権問題、さらには、性的指向と性自認等に関する偏見や自死遺族への差別的な言動や偏見等、新たな人権問題も発生しており、これらは、近年の国際化・少子化・高齢化・情報化・多様化等の社会の変化に伴い、今後ますます複雑化・多様化することが予想されます。

これら社会環境の急速な変化を背景に新たに発生した人権問題や、新たな条約・法令・計画等の締結・施行・策定等に対応した基本方針が必要であることから、この度、「江津市人権教育・啓発基本計画」に代わり「江津市人権施策推進基本方針」を策定し、様々な人権問題の解決に向けて取り組むこととしました。

用語の標記

- 「子供」「子ども」・・・固有名詞で用いられている場合を除いて「子ども」と表記
- 「障害者」「障がい者」・・・固有名詞で用いられている場合を除いて「障がい者」と表記
- 「自殺」「自死」・・・固有名詞で用いられている場合を除いて「自死」と表記

用語の説明

「*」マークを付した用語については、「用語解説」の項を参照

第2章 基本方針策定の背景

1. 国際社会における人権規範の形成

20世紀に経験した二度の世界大戦と、それに伴う数々の人権侵害や人権抑圧への反省から、国際社会では「人権の保障は世界平和の基礎である。」という考えが主流になりました。そのような中、国連は1948（昭和23）年に「世界人権宣言*1」を採択し、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と全世界に表明しました。

この「世界人権宣言」には法的な拘束力はありませんでしたが、その後、国連では「国際人権規約*2」や「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約*3）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約*11）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約*22）」、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約*43）」等、人権保障のための条約が採択されたほか、「国際婦人年」や「国際児童年」、「国際障害者年」等の国際年を定めるなど、「人権/Human Rights」を世界共通語として様々な取組が進められました。

しかし、こうした取組にもかかわらず、人種・民族・宗教等に起因する地域紛争が多発し、人権が侵害される状況が続いてきたことから、1993（平成5）年にウィーンで開催された「世界人権会議*4」において人権教育の重要性が改めて提唱され、翌1994（平成6）年の国連総会において、1995（平成7）年から2004（平成16）年までを「人権教育のための国連10年*5」と定め、「人権という普遍的な文化」を世界中に構築するための運動が具体的な行動計画に基づいて進められました。

「人権教育のための国連10年」最終年の2004（平成16）年には、後継の取組として、「人権教育のための世界計画*6」が国連総会において採択され、翌2005（平成17）年からは、5年毎の「フェーズ（段階）行動計画」に基づいた段階的かつ具体的な取組が進められています。

その他にも、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいては、すべての人々の人権が尊重される世界等を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）*7」が、2030（令和12）年までの国際目標として採択され、2017（平成29）年7月の国連総会において承認されました。また、ハラスメントの根絶を求める声が世界的に広がる中、国際労働機関（ILO）が2019（令和元）年6月の総会で、「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約*8」を採択しています。

2. 国の取組

我が国は、1947（昭和 22）年に「基本的人権の尊重」を基本原理とする「日本国憲法」を施行し、1956（昭和 31）年には国連に加盟することで国際社会の仲間入りを果たしました。

そして、「国際人権規約*2」をはじめ、「人種差別撤廃条約*3」、「女子差別撤廃条約*11」、「子どもの権利条約*22」、「障害者権利条約*43」等、多くの人権に関する諸条約を批准し、国際的な潮流に沿った方向で人権施策の充実・普及を図ってきました。

また、我が国固有の人権問題である同和問題については、1965（昭和 40）年の「同和対策審議会答申*52」に基づく取組を進めてきました。

1997（平成 9）年には「人権教育のための国連 10 年*5」に関する国内行動計画が策定され、関係府省での取組が開始されるとともに、人権擁護施策の推進を国の責務と定めた「人権擁護施策推進法」が 5 年間の時限立法として施行されました。

2000（平成 12）年には、人権教育・啓発の推進を国及び地方公共団体の責務と規定した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が制定され、国はこれに基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」を 2002（平成 14）年に策定し、以降毎年国会において、計画に係る施策の実施状況を報告しています。

各人権課題に関係した法整備も進んでおり、1999（平成 11）年「男女共同参画社会基本法*15」、2000（平成 12）年「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法*28）」、2005（平成 17）年「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法*39）」、2011（平成 23）年「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法*42）」、2013（平成 25）年「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法*30）」並びに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法*44）」、2016（平成 28）年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法*60）」並びに「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法*54）」等が制定されるなど、21 世紀を「人権の世紀」としてふさわしいものとするための様々な取組が積極的に進められています。

3. 県の取組

県においては、1998（平成 10）年に人権施策の総合的・効果的な推進を図るため、庁内に「島根県人権施策推進会議」を設置し、翌 1999（平成 11）年に「人権問題県民意識調査」を実施するとともに、人権施策の推進に関する基本的方向や施策のあり方について幅広く県民の意見を求めるため、有識者で組織する「島根県人権施策推進協議会」を設置しました。

そして、2000（平成 12）年に県の人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための指針となる「島根県人権施策推進基本方針」を策定し、2003（平成 15）年に人権啓発推進センターを県庁内に、2006（平成 18）年に「西部人権啓発推進センター」を県浜田合同庁舎内に設置するなど、人権教育・啓発の総合的な取組を推進するための体制を構築しました。

その後、2008（平成 20）年 10 月に「基本方針」の第一次改定を、2019（平成 31）年 3 月に第二次改定を行い、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいます。

4. 市の取組

（1）江津市人権啓発センター及び江津市人権・同和教育推進協議会の設置

2004（平成 16）年の桜江町との合併を機に「江津市人権啓発センター」を新設するとともに、旧「江津市同和教育推進協議会」（1979（昭和 54）年設置）を、新市における「江津市人権・同和教育推進協議会」と改めて設置しました。

（2）人権尊重の市宣言

1994（平成 6）年 12 月 7 日に江津市議会において決議された「人権尊重の市宣言」は、桜江町との合併 4 年後の 2009（平成 21）年 2 月 25 日に開催された「桜江地域審議会」の承認を経て新市へ継承することが決定しました。

（3）人権・同和問題に関する意識調査

人権・同和問題にかかる市民意識を調査するため、1983（昭和 58）年と 1993（平成 5）年に「同和問題に関する意識調査」を実施し、2009（平成 21）年と 2019（令和元）年に「人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。各調査結果は報告書としてまとめ、人権教育・啓発関連の各種方針・計画の策定や施策展開の基礎資料として活用しています。

(4) 江津市人権施策推進基本方針及び江津市総合振興計画

本市においては、同和教育上の具体的な課題と取組の方向性を明らかにした「江津市同和問題啓発・教育基本計画」を2001（平成13）年に策定し、2006（平成18）年には、その後継の計画として、同和問題等の具体的な人権問題に即した個別的なアプローチに、人権一般の普遍的なアプローチを加えた「江津市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

その後、第5次江津市総合振興計画（2007（平成19）年策定）、第6次江津市総合振興計画（2020（令和2）年策定）において、「人権教育・啓発活動の浸透した社会づくり」を基本方針として定め、人権教育・啓発施策の一層の推進を図っています。

(5) 具体的な取組

ア. 学校等における人権・同和教育の取組

市内小・中学校においては、主に社会・道徳における教科指導のほか、総合的な学習の時間など、教育活動全体を通して人権・同和教育を推進しています。

また、市内小・中学校児童生徒を対象に、毎年度、学年毎に各種人権啓発作品（作文・メッセージ・イラスト等）を募集し、優秀作品については表彰・展示しています。人権を主題にした啓発作品の作成を通して、児童・生徒に人権尊重について考える機会を与え、その重要性を理解させるとともに、優秀な作品を広く市民に紹介することにより、市民の人権意識高揚を促しています。

指導者の育成に関しては、教職員等の人権・同和教育に関する指導力向上を目的とした「人権・同和教育主任等研究協議会」を毎年度複数回開催し、市内高等学校等、小・中学校、保育所等の人権・同和教育主任等を対象として、人権・同和教育に関する研修や情報交換を行っています。

イ. 市民の人権意識高揚への取組

一般市民、市内学校・保育所等の職員、市職員等を対象に「人権・同和教育講演会」や「江津市人権を考えるつどい（江津市人権問題講演会）」等の講演会を毎年開催し人権意識の高揚を図っています。

また、市の人権啓発・教育推進員による人権講座を市内各地域単位できめ細かく開催するとともに、地域における自主的な人権教育・啓発の推進を目的に、「地域人権・同和教育推進協議会委託事業」として、毎年度4つの地域コミュニティを指定して委託金を交付し、地域コミュニティ内における自主的な研修等の実施や、市・県が実施する諸

事業への参加を促しています。

ウ. 広域隣保活動の推進

広域隣保活動事業として、地域住民の教育施設である「ふれあい集会所」を拠点に文化教養講座（健康教室・生花教室・絵手紙教室等）を開催しています。これにより、地域内外の住民同士や世代間の交流を促進するとともに、生涯を通じた学習活動を推進することで、地域の文化水準の向上を図っています。

第3章 基本方針の理念と性格

1. 基本方針の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて私たち一人一人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

この「基本方針」は、市民一人一人が人権について深く理解し、お互いの個性や価値観を認め合い、多様性が尊重される「共生社会」を実現することを理念とします。

2. 基本方針の考え方

近代国際社会における最も重要な進展は、「人権尊重」という考え方が国家の枠組みを超えた国際的な常識として発展し、社会における基本的な理念として認知されるようになったことです。国連は、「人権教育のための国連10年^{*5}」の行動計画において、「世界人権宣言^{*1}」や「国際人権規約^{*2}」をはじめとする人権関係国際文書に示された基準・概念・価値観について「できる限り広範囲で認識され理解されることを目指す」と、一般的指導原則の第一に述べています。「基本方針」は、国際的な常識としての人権尊重の精神が、本市においてこれまで以上に広く認識され理解されるために必要な施策の方向性を明らかにするものです。人権施策の実施主体である市は、「基本方針」により、重点的に取り組むべき課題を明らかにし、教育関係者や行政職員はもとより、市内事業所等や一般市民一人一人に至るまで人権意識の涵養を図り、「人権という普遍的文化」を構築するための総合的な取組を推進します。

3. 基本方針の性格

この「基本方針」は、国連の「人権教育のための世界計画^{*6}」、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「島根県人権施策推進基本方針（第二次改訂）」の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法^{*10}）」第5条の規定に基づき策定するものです。

また、「第6次江津市総合振興計画」（2020（令和2）年度～2029（令和11）年度）と整合性を保ち、本市で実施する諸施策における人権教育・啓発分野に係る基本的な指針となるものであり、市内事業所等にあっては、この「基本方針」の趣旨に沿った自主的な取組がなされるよう期待するものです。

なお、この「基本方針」は5年毎に見直しを行います。

第2部 各論

第1章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」であり、その目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を正しく学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが求められます。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を涵養することが併せて必要となります。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自己と他者の人権を擁護しようとする意識・意欲や態度を向上させること、そしてそれを実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められます。

この「知的理解の促進」「人権感覚の涵養」「実践力・行動力の育成」を3つの柱とし、人権教育・啓発に係る施策を推進します。

1. 幼児教育及び学校教育における人権教育

(1) 人権教育・啓発の3つの柱に基づく人権教育

ア. 人権に関する知的理解の促進

学校・保育所・認定こども園（以下「学校等」という。）においては、人権に関わる概念や人権教育が目指すものについて、教職員・保育士・保育教諭等（以下「指導者」という。）の知的理解を深めるための研修等を行い、指導力の向上を図ります。その上で、指導者は子どもたちに対して、人権尊重の概念を発達段階に応じたわかりやすい言葉で指導し、人権に関する知的理解を促します。

イ. 学習・生活環境の改善による人権感覚の涵養

指導者は、学校等における生活全体を通して、子どもたちがそこを「自己と他者の大切さが認められている環境である」と実感できるような人間関係づくりや雰囲気づくりに意識的かつ組織的に取り組み、子どもたちの「自己や他者を尊重しようとする感覚や意志の芽生え」を促します。

ウ. 実践力・行動力の育成

指導者は、学校等における集団生活・学習活動を通じて、子どもたちの、他者とともにによりよく生きようとする態度や、集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、いじめ等の具体的な人権問題に直面しても、それを自ら解決しようとする実践力・行動力を育成します。

(2) 発達段階に応じた人権教育

ア. 保育所(園)等・認定こども園における人権教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を養う時期であり、人権教育をはじめとするすべての教育の出発点と言えます。一人一人の園児の個性を十分に理解し、それぞれの発達度合いや個性に応じた就学前教育(保育)の充実に努めます。

また、保育所(園)等では、「保育所保育指針^{*34}」に基づく「全体的な計画」において、認定こども園では「幼保連携型認定こども園教育・保育要領^{*35}」に基づく「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」において、園児の人権の尊重を明確に位置付け、所長・園長等の強いリーダーシップのもとで下記の取組を組織的に推進します。

①指導力の向上及び維持

指導者を対象に、人権問題への知的理解を深め人権意識と感性を豊かなものにするための研修等を充実するとともに、外部研修への積極的な参加を促します。また、全国保育士会刊行の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」等を指導者の定期的な振り返りに活用するなど、「子どもを尊重する保育」について、認識の共有と意識醸成を図ります。

②自尊感情の育成

指導者は常日頃から園児の自己肯定感が高まるような接し方を心掛け、園児の「自尊感情」の確立を援けます。また、集団生活において、園児が自己を発揮し、指導者や他の園児に認められる体験を通して自分の良さや特徴に気付き、自信を持って行動できるように導きます。

③他者を尊重する心の育成

他の園児と様々な体験活動を重ねる中で他者との関わりを深め、相手の気持ちに共感したり、相手の立場に立った行動ができるように導きます。

また、幼児の人権感覚を養うためには家庭・地域等との連携が効果的であることから、保護者と園児がともに人権感覚を養うことができる学習機会の確保や情報の提供に努めます。家族や地域の大人・高齢者等との触れ合いの中で、人に対する愛情と信頼感、そして他者の人権を尊重する心を育てるとともに、自主・協調の態度を養い、道徳性や規範意識の芽生えを促します。

イ. 小・中・高等学校・特別支援学校における人権教育の推進

児童期から青年期への過渡期にあるこの時期の児童・生徒は、社会的視野が少しずつ広がり、差別や偏見に対しての理解と関心・探求心が深まります。

学校では、校長のリーダーシップのもと、教職員が一体となって人権教育に取り組む体制を整え、組織的に下記の事項に取り組みます。

①人権尊重の精神に立つ学校づくり

校長は、人権教育推進の視点に立って学校の教育目標を作成し、教職員相互の共通理解を図り、効果的な実践と適切な評価が行われるようマネジメントを行います。

また、校長のリーダーシップのもと、すべての教職員の人権教育への意識的な参画、児童生徒の主体的な学級参加等を促し、人権が尊重される学校教育を実現・維持するための環境を整備します。そして、その環境を基盤に、児童生徒間において望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開します。

②人権教育の充実を目指した計画策定及び教育課程の編成

学校は、「人権教育の全体計画」及び「年間指導計画」において、「人権に関する知的理解」とともに、「人権感覚の育成」にあたって、身に付けさせたい資質・能力を明確化します。また、人権教育の目標と各教科の目標やねらい、人権に関する意識・態度・実践力を養う活動と各教科等における目標やねらいに基づく指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるように配慮します。

教育課程の編成にあたっては、地域の教育力を積極的に活用し、体験的な活動を取り入れたり、学習形態や指導方法上の工夫を凝らすなどしながら個に応じた指導を充実するとともに、一人一人が大切にされる授業を展開することで、人権尊重の意識や実践力を養います。

③人権尊重の理念に立った生徒指導

生徒指導とは、集団指導や個別指導の中で個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものです。一方、人権教育においても、児童生徒の自己肯定感形成の支援、受容的・共感的・支持的な人間関係の育成、自己決定力や責任感の育成等が含まれるため、生徒指導と歩調を合わせることで、相乗的により大きな効果を上げることができます。「自己の大切さとともに他者の大切さを認める」という人権尊重の理念のもとで積極的な生徒指導を推進します。

④指導者の知的理解促進と人権意識の涵養

学校における人権教育を進める上では、まず、教職員が人権尊重の理念を十分理解

し、常日頃から人権に配慮した態度や言動を示すことが重要です。自らの言動により児童生徒の人権を侵害することがないように常に意識して行動・発言することはもとより、児童生徒の心の痛みに気づき、日常の生活場面において人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるべく、自己研鑽に努める必要があります。

以上を踏まえ、教育委員会は、人権教育に関する研修機会の充実を図るとともに、外部研修への参加勧奨や情報提供を積極的に行い、教職員自身の人権教育に関する知的理解の促進を図ります。また、日ごろの行動や言動に決めつけや偏見が潜んでいないか、児童生徒一人一人を大切にしているかなど、自らの人権意識を繰り返し見直すために必要な振り返りを行うため、人権尊重に関する自己診断チェックシート等を活用して、教職員の人権感覚の涵養を図ります。

⑤進路保障への取組

児童生徒それぞれの実態とその背景に寄り添い、進路を阻む要因を取り除き、学習権を保障した上で、すべての児童生徒の学力向上を図るとともに、一人一人が豊かな自己実現を図ることができるよう総合的な取組を行います。

(3) 組織間の情報共有と連携

保育所（園）等、認定こども園、小・中・高等学校、特別支援学校等異校種間で連携し、積極的な情報共有を行い、発達段階に応じた人権教育を系統的・計画的に実施します。

また、障がいのある児童生徒の教育にあたっては、特別支援学校との連携を特に密にし、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善・克服するための教育を行うとともに、将来の自立や社会参加に向けて必要な支援を行います。

(4) 家庭・地域社会との連携

学校が地域に開かれた人権教育・啓発の推進拠点となり、その役割を十分に果たすため、家庭・地域との間で人権問題に関わる様々な情報を共有するなど、緊密な連携を図ります。また、PTA・保護者会や自治会・地域コミュニティとも連携を密にし、人権教育の充実を図ります。

2. 社会教育における人権教育・啓発

これまで社会教育施設等を中心に、人権に関する多様な学習機会が提供され、参加者は様々な人権課題について学びながら、人権が尊重される社会の実現を目指してきました。

しかし人権学習への参加者には、もともと人権問題に関心を持っている人が多いという傾向がみられます。これまで学習機会があまりなかった市民も参加できるような学習の場の提供が、社会教育における人権教育・啓発の大きな課題となっています。

人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を養うことが求められています。本市における取組については、江津市人権・同和教育推進協議会を中心に、自治会・地域コミュニティや職場等、それぞれの場所で、同和問題をはじめとする様々な人権問題の一日も早い解決に向けて教育・啓発の推進に努めてきました。

しかし、市民の人権・同和問題への関心は特に強いとは言えず、根気強い取組が求められています。今後も地域に暮らす人々が生涯を通じて人権について学ぶことができるよう、学習の場の提供や機会の充実を図るとともに、研修講師の派遣、紹介や学習プログラムの研究、指導者の養成等、社会教育における指導体制の充実に努めます。

(1) 地域コミュニティを中心とした地域住民の人権学習の充実

これまで、地域住民に対しては、人権問題について正しい理解と認識を高めるため、人権学習の機会と情報を提供するとともに、各地域コミュニティの計画に従いながら巡回講演会を実施してきました。また、同和地区においては、集会所等で住民による学習活動を推進してきました。

今後さらに市民の学習意欲を高めるために、学習方法に工夫を凝らすとともに、多様な学習機会の提供に努めます。

(2) 人権に関する講演会・イベント等の実施

市民の人権意識の高揚を図る啓発活動の一環として、「人権・同和教育講演会」「人権を考えるつどい」「人権啓発作品展」等に取り組んでいます。

今後も市民が楽しく気軽に参加して人権問題について考え、人権意識を高めることができるようなイベントや講演会を企画し、啓発に努めます。

(3) 社会教育関係団体による人権学習の推進

社会教育関係団体は、地域の人々を基盤として結成・活動しており、人権が尊重される地域社会づくりに大きな影響力があります。自治会・PTA・女性団体・青年団体・高齢者団体等が自主的に人権学習に取り組めるよう、各種研修会に関する情報提供を行うとともに、人権啓発センター所蔵の啓発ビデオ映像や図書等の貸出し体制を整備し、必要な情報や資料の提供に努めます。

(4) 市民一人一人へのきめ細かな人権啓発

これまで、市民が人権問題を身近に考える機会づくりとして、人権に関する標語やポスター・イラスト・作文・メッセージ等の作品募集や発表を行ってきました。また、市の広報紙への啓発記事掲載や、人権啓発作品を掲載したカレンダーの配布等により人権意識の高揚を図っています。今後は、一人一人の市民が日常生活を送る中で人権教育・啓発に触れる場面を具体的に想定しながらその機会をさらに増やし、内容の充実を図ります。

3. 家庭における人権教育

家庭は、あらゆる教育の出発点であり、人格形成の上で重要な役割を果たすことはもとより、他者への思いやりや善悪の判断、基本的な規範意識等、人権意識の基盤となる資質を育む上でも極めて重要な場と言えます。

家庭における人権教育にあたっては、家庭内の人間関係を安定させ、家族が安らげる場所とした上で、保護者をはじめ家族全員が、偏見を持たず、差別をしない、差別を許さないという一貫した態度を、日常生活のあらゆる場面において子どもに示すことが重要です。

また、親権が「子どもの利益のために行使する権利であり義務である」ことを踏まえ、「虐待」と「しつけ」の違いや育児放棄（ネグレクト）、メディアとの関わり方等、子どもの人権に関する保護者の知識を高める取組も必要です。

市は、家庭における人権教育に必要な知識や人権感覚を養うため、保護者と子どもがともに人権について学ぶことができる学習機会の確保や情報の提供、相談体制の整備等を行い、家庭における人権教育の充実を促します。

4. 企業等における人権教育・啓発

近年、企業の社会的責任（CSR）がクローズアップされており、企業は社会を構成す

る一員として、環境保全や人権保護、労働環境の改善等に積極的に取り組み、社会全体の利益と発展に貢献することが望まれています。また、仕事におけるハラスメントについては、2019（令和元）年に国際労働機関（ILO）が「仕事の世界における暴力及びハラスメントの除去撤廃に関する条約*8」を採択し、国際労働基準として決めました。国内においても同年、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法*9）」が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられました。しかし、依然として不公正な採用やセクシュアルハラスメント・パワーハラスメント等が横行しており、高齢者・障がい者の雇用や外国人労働者への待遇についても数々の課題が残されています。

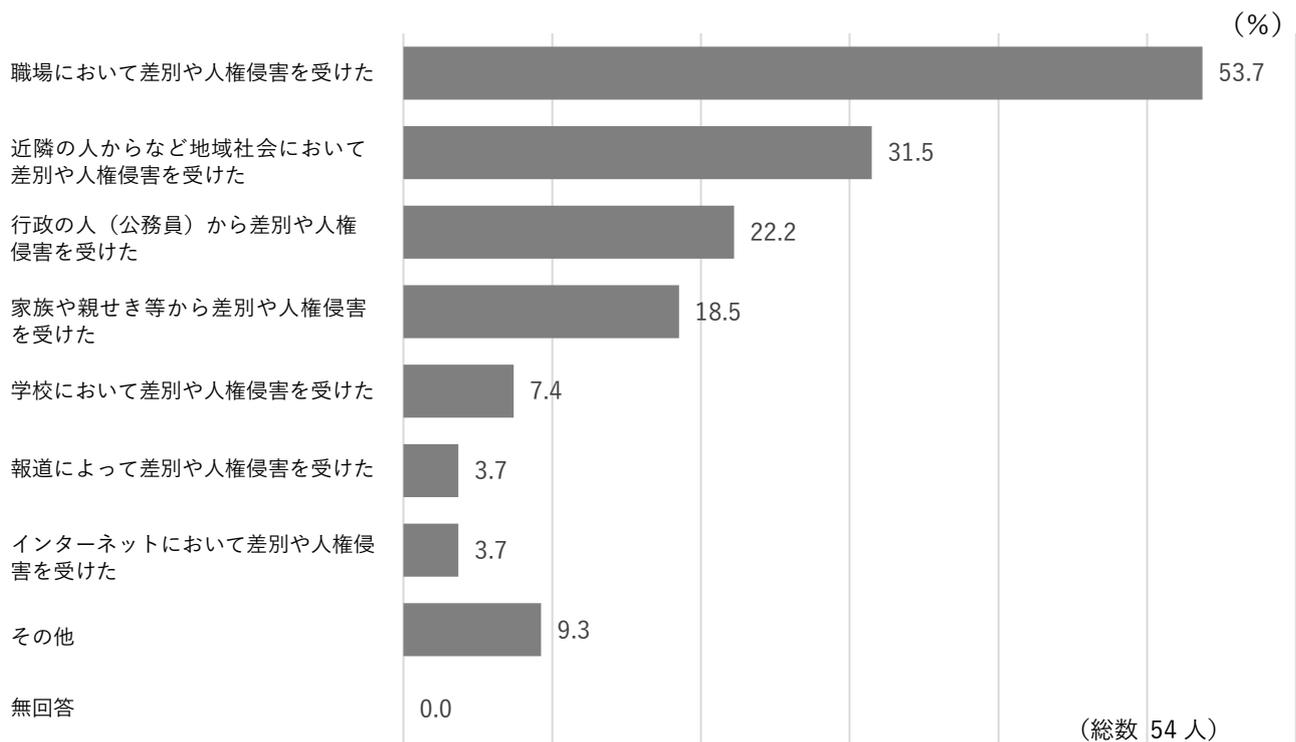
2019（令和元）年 11 月に本市において実施した「人権問題に関する市民意識調査」の結果においては、「過去 5 年くらいの間に差別や人権侵害を受けたと感じた人」のうち「職場において差別や人権侵害を受けた」と感じた人の割合が 53.7%と最も高く、他の項目の割合を大きく上回りました。職場における抜本的かつ早急な対策が求められています。

（資料）人権問題に関する市民意識調査結果

■人権侵害を受けたと感じた人は8人に1人

過去5年間くらいの間で人権侵害を受けたと感じた人は 12.5%で、平成 21 年の調査時の 32.9%から減っている。平成 28 年度島根県人権問題県民意識調査（以下「県」）では 14.8%の人が人権侵害を受けたと感じている。

問. その差別は誰から（どこで）受けましたか。（〇はいくつでも）



■「職場において人権侵害を受けた」が5割強

過去5年間くらいの間で人権侵害を受けたと感じた人に相手・場所を聞いたところ、「職場」が53.7%（県47.8%）と最も多く、次いで「近隣の人からなどの地域社会」31.5%（県33.5%）「行政の人」22.2%（県14.3%）、「家族や親せき等」が18.5%（県19.9%）となっている。

（1）人を大切にする職場づくりの推進

本市においては、2016（平成28）年度から実施している「江津市企業魅力向上事業」の中で、「人を大切にする経営」に向けての経営者意識改革を目指した各種講演会や経営者研修を計画的、継続的に行っています。人を大切にする企業姿勢は、人材の確保や定着に大きく影響するのみならず、労働者一人一人の能力発揮による生産性の向上等を通して企業の発展に大きな影響を与えます。労働者一人一人の能力が十分に発揮されるためには、個性が尊重され、年齢や性別、国籍等を理由に差別的な扱いをされない職場であることが必要です。

しかしながら、市内には職場内研修体制の整っていない事業所も多く、人を大切にする経営理念が職場の末端にまで行き届くようにするためには、まずは職場内研修体制を整え、組織的かつ具体的な取組を計画的・継続的に行っていく必要があります。

今後は、「人を大切にする経営」への参画事業所をさらに募るとともに、その理念を職場の隅々まで行き渡らせるため、人権に関する知的理解を深めるための職場内研修を継続的に行うよう働きかけを行います。

（2）女性が活躍できる職場環境の整備

内閣府が5年ごとに実施する「人権擁護に関する世論調査結果」によると、「女性が職場で差別待遇を受ける」との回答が50.05%となり、前回調査から10.7ポイント増加しました。職場における女性への人権侵害としては、セクシュアルハラスメント・マタニティハラスメント・ジェンダーハラスメント^{*19}等のほか、賃金や昇進・昇格、就業形態における男女差等多岐にわたっています。

これらの差別が解消され、すべての職場においてジェンダー平等と女性のエンパワーメントが実現されるよう、市内事業所等への啓発活動を積極的に行い、職場内における「ポジティブアクション^{*20}」を促し、女性の人権を尊重した職場環境づくりを推進します。

(3) 障がい者雇用の促進と職場環境への配慮

「障害者雇用促進法^{*46}」においては、雇用における障がい者差別について「障がい者であることを理由に障がい者を排除すること」「障がい者のみ不利な条件を設けること」「障がいのない人を優先すること」と定義づけられています。障がい者差別が起こらない職場とするためには、まず雇用主が個々の障がい者について、配慮が必要な要件を把握・確認し、必要な配慮について障がい者本人との話し合いにより確認した上で、本人の意向を尊重しつつ、提供する「合理的配慮^{*45}」を確定すること、また、職場内の他の従業員に対して、障がいの内容や提供する合理的配慮に関する説明と啓発を行うことが重要です。

これらの配慮事項について、雇用主と障がい者本人、そしてその他の従業員が共通認識を持つための研修や意識啓発活動を支援し、障がい者雇用の促進と、障がいを理由とした差別のない職場環境の構築を図ります。

(4) 外国人労働者への配慮

少子・高齢化等により生産年齢人口が減少し、労働力不足が顕著になる中、その対策として外国人労働者の受け入れが急速に進んでいます。しかし、外国人労働者の受け入れ条件緩和に向けて制度改革が進む一方で、外国人が対等な労使関係を築いて労働者としての権利を保障される仕組みの整備が遅れており、多くの外国人労働者が低賃金かつ不安定な雇用関係の下で危険な作業に従事させられたり、最低賃金法違反やセクシュアルハラスメント、恣意的な強制帰国等の様々な人権侵害が発生し、大きな社会問題となっています。企業等には、賃金等の労働条件における国籍や民族を理由とする差別を行わないことはもとより、言語や習慣等に基づく相違を認めてこれを尊重する労働環境の整備が求められています。

職場内における外国人に対する不当な差別を排除し、外国人が安心して就業できる職場環境づくりを市内事業所等と連携して推進します。

(5) 職場内研修の支援

市内事業所等における職場内研修を充実させるため、人権に関する講演会や研修会等に関する情報提供、市内事業所等で実施される研修会への指導員の派遣等を行います。また、人権啓発センター所蔵の資料や教材から職場内研修で使用できるものを抽出して一覧化し、市内事業所等へ情報提供するとともに、必要に応じて貸与・提供します。

5. 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育

人権尊重の理念を市民に根付かせるためには、あらゆる人々を対象に人権教育を進める必要がありますが、とりわけ公務員や医療・保健・福祉関係者等は、日常の仕事を通じて、自ら人権尊重の理念に基づいた行動を実践するとともに、人権の大切さを市民に理解してもらえるように努めることが重要です。そのため、これらの職業従事者に対する人権教育を重点的に推進します。

(1) 市職員

市職員は、行政に携わる者の責務として市民一人一人の基本的な人権を守る姿勢が求められます。人権尊重に関する深い知的理解と人権感覚を持ち、きめ細かい実践活動を行うことができるよう、職場内研修を積極的に行うとともに外部機関による研修を有効活用し、あらゆる研修等の場を通じて人権意識の高揚を図ります。

(2) 医療・保健関係者、福祉関係者、消防職員

医療・保健関係者、ケースワーカー、民生委員・児童委員、保健師、母子父子自立支援員、ホームヘルパー、社会福祉施設職員、消防職員等に対し、人権尊重の視点に立った判断・実践ができるよう研修会等の充実を図ります。

第2章 重要課題への対応

1. 女性

(1) 現状と課題

1975（昭和 50）年の「国際婦人年」を契機に、国際的に女性の地位向上に関する取組が進められ、1979（昭和 54）年に女性の権利を包括的に保障する「女子差別撤廃条約^{*11}」が国連で決議され、女性の人権尊重の重要性が確認されました。また、1993（平成 5）年のウィーン世界人権会議では「女性に対する暴力」が人権問題として位置付けられるとともに、その撤廃に向けての取組が約束され、同年の国連総会では、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。しかし一方で、2020（令和 2）年の各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数^{*12}では、日本の順位は 153 か国中 121 位（2019（令和元）年 12 月 17 日公表値）となっており、国際的に男女格差の是正には遅れをとっている状況です。

国は、1985（昭和 60）年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法^{*13}）」の制定（1986（昭和 61）年施行）や「国籍法^{*14}」の改正による国籍取得時の父母両系血統主義の採用等、国内法の整備を図り、同年、女子差別撤廃条約を批准しました。その後、1999（平成 11）年に施行された「男女共同参画社会基本法^{*15}」により、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現」を「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置付けました。

一方、日常生活における人権侵害から女性を守る取組として、2000（平成 12）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法^{*16}）」が施行されるとともに、2001（平成 13）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法^{*17}）」が施行され、その後の法改正で適用範囲の拡大や保護命令の拡充等が図られました。また、男女雇用機会均等法についても、1999（平成 11）年、2007（平成 19）年、および 2017（平成 29）年の法改正において、性別を理由にした差別の禁止や、事業主に性別、妊娠、出産等に関するハラスメントの予防措置義務を課すことなどが新たに規定されました。さらに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法^{*18}）」が 2015（平成 27）年に施行、2019（令和元）年に改正され、女性が職場でより活躍できるよう事業主に行動計画の作成義務を規定するなど、法整備が進められてきました。

本市では、男女共同参画の基本的な考え方を示し、総合的かつ計画的に施策を推進す

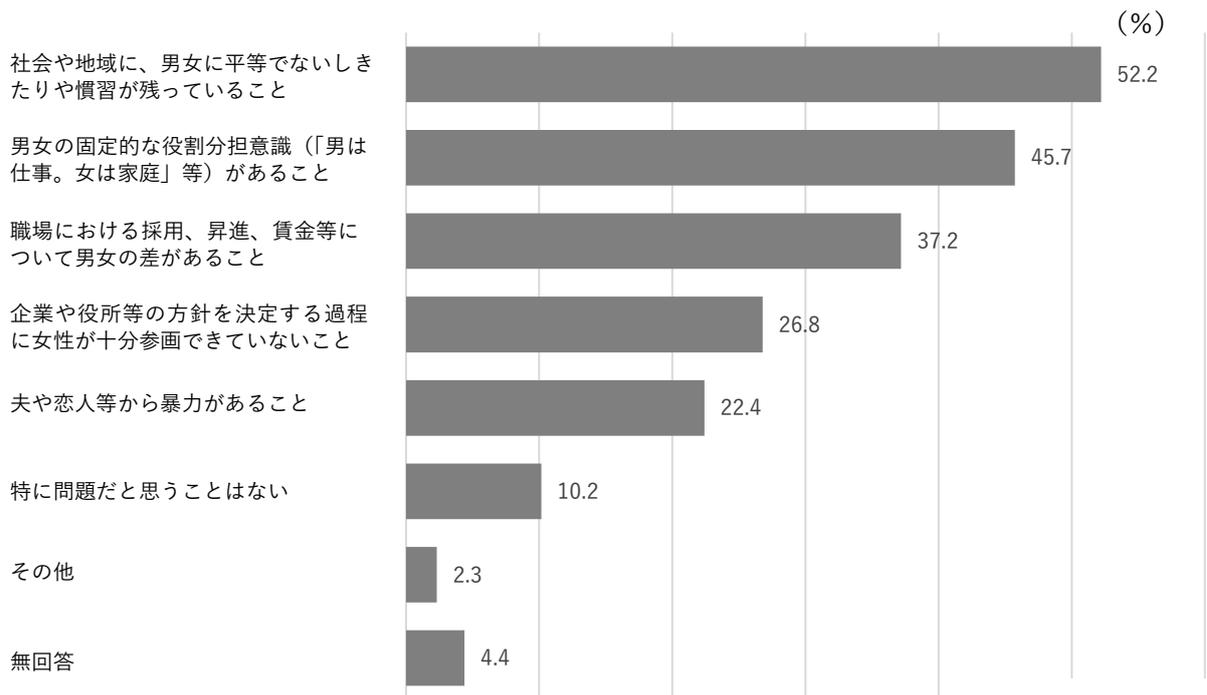
るため、2002（平成 14）年に「江津市男女共同参画推進計画（パートナープランごうつ）」を策定し、2012（平成 24）年には「第 2 次江津市男女共同参画推進計画～江津市 DV 対策基本計画～」を、2017（平成 29）年には「第 3 次江津市男女共同参画推進計画」を策定して男女共同参画の取組を進めています。

しかしながら、現実には、雇用における男女差別や女性の育児・介護負担、ドメスティック・バイオレンス（DV）、母子世帯の高い貧困率等の問題をはじめ、職場におけるセクシュアルハラスメント・マタニティハラスメント・ジェンダーハラスメント*19 等、女性の人権に関する様々な問題が存在しており、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担い、個性と能力を發揮することのできる社会を実現することが求められています。

（資料）人権問題に関する市民意識調査結果

女性の人権について

問. 女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。（〇はいくつでも）



（総数 433 人）

■「社会や地域に、男女に平等でないしきたりや慣習が残っていること」が5割強

女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思えるか聞いたところ、「社会や地域に、男女に平等でないしきたりや慣習が残っていること」が 52.2%（県 42.1%）と最も高く、次いで「男女の固定的役割分担の存在」45.7%（県 41.0%）、「職場における採用等の男女差」37.2%（県 38.1%）となっている。

(2) 施策の基本的方向

本市の男女共同参画社会の形成の促進に関する「江津市男女共同参画推進計画」の基本目標を踏まえ、性別による固定的役割分担等にとらわれることなく、一人一人の個性や能力を尊重できる施策を総合的かつ計画的に推進することで、女性の人権を守るとともに、より一層の社会参画を促します。

(3) 具体的施策

ア. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

様々な機会を捉えて、DV・セクシュアルハラスメント・ストーカー行為・性犯罪等、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための教育と啓発活動を推進します。

また、各種広報媒体を活用し、相談窓口や支援制度についての周知に努めます。

イ. 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成

男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられる社会のしきたりや慣習、「男は仕事、女は家庭」「組織の重要な役割は男性」等といった社会に根強く残っている男女の固定的な性別役割分担意識を是正し、家庭・職場・地域等での制度や見直しを進めるための教育と啓発活動を充実します。

ウ. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

子育て支援や男女共同参画の推進、市内事業者への啓発等の取組を通して、職場内における「ポジティブアクション*20」を促し、女性の人権を尊重した職場環境づくりを推進します。男女が仕事・家庭生活・地域活動等において等しく責任を分かち合いながら、調和の取れた、充実した生活を送ることができるよう、これまでの働き方を見なおし、改善していくための取組を推進します。

エ. 女性があらゆる分野で活躍できる社会の実現

活力溢れる社会の実現のため、「男女共同参画社会基本法*15」「女性活躍推進法*18」の主旨を踏まえながら、社会のあらゆる分野における活動に男女が平等に参画でき、その個性と能力を十分に発揮できるような環境づくりに取り組んでいきます。また、女性自身の参画意欲や参画能力を高めていくための啓発を進め、研修・学習の場を提供します。

オ. 男女平等のための教育・学習

教育基本法*21 第2条の趣旨を踏まえ、幼児教育・学校教育を通じて、男女平等及び男女共同参画に関する教育を推進するとともに、積極的かつ適切な指導が行われるよう、教育関係者の意識啓発に努めます。また、地域社会においては人権学習を通じて、男女平等、男女の相互協力・理解に関する学習を推進します。

2. 子ども

(1) 現状と課題

国連は、1959（昭和 34）年の総会において、「児童の権利に関する宣言」を採択し、子どもが必要な権利や自由を享有することができることを宣言しました。また、1979（昭和 54）年を「国際児童年」とし、宣言の履行を加盟国に要請しました。1989（平成元）年の総会においては、子どもの生存・発達・保護・参加という包括的権利の保障を目指した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約*22）」を採択しました（我が国は、1994（平成 6）年に一部（第 37 条（C））を留保して批准）。

国内においては、第 2 次世界大戦後の 1947（昭和 22）年に、児童の健全育成や福祉の保障・増進を基本精神とした「児童福祉法*23」を制定し、家族や家を失って食料に事欠く児童を救済・保護する施策を推進しました。また、1951（昭和 26）年には「児童憲章*24」を定め、「児童は人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境の中で育てられる。」としました。

さらに、1997（平成 9）年には児童福祉法を大幅に改正し、子育てしやすい環境の整備、保育制度の見直し、児童自立支援施設の充実を図りました。また、1999（平成 11）年に、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法*25）」を制定し、2003（平成 15）年には、有害サイトの利用に起因する犯罪から子どもたちを保護することを目的とした「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法*26）」が制定され、2008（平成 20）年には、インターネット上の有害情報から子どもを守るため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法*27）」が制定されました。

また、保護者等による児童虐待事件が頻発したことから、2000（平成 12）年には児童に対する虐待の禁止と、虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めた「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法*28）」を制定しました。児童虐待防止法は、その後 3 度の改正を行い、児童虐待の定義の見直し及び各関係機関の責務の明確化、児童の安全確認のための立入調査等の強化、親による子への体罰禁止等に関する条項を追加しています。

さらに 2016（平成 28）年には児童福祉法が大幅に改正され、児童虐待防止対策の強化、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関の連携強化等の措置がなされました。

一方、学校等において頻発するいじめ問題に対しては、2013（平成 25）年に「いじめ防止対策推進法^{*29}」を制定し、いじめの定義や学校の対処方法、重大事案等への具体的な対処内容等を定めました。また、同年、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法^{*30}）」を制定し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることを定めました。

県においては、計画的かつ総合的に少子化対策、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策を推進するための指針として、2005（平成 17）年に「しまねっ子すくすくプラン（島根県次世代育成支援行動計画）」を策定し、子どもの権利保障体制の整備や広報活動の充実、児童虐待防止対策の強化等について、前期・後期あわせて 10 年間、計画的かつ集中的に取り組を進めました。その結果、仕事と家庭が両立できる環境が一定程度整備されてきましたが、依然少子化には歯止めがかからない状況が続いたため、2015（平成 27）年に「しまねっ子すくすくプラン（島根県次世代育成支援行動計画、島根県子ども・子育て支援事業支援計画、島根県ひとり親家庭等自立支援計画）」を策定し、2020（令和 2）年 4 月には、「しまねっ子すくすくプラン（しまね子育てトータル支援プラン）」として、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策、ひとり親家庭等自立支援をより一層推進するための 5 年間にわたる支援計画を策定しました。

また、2014（平成 26）年に「島根県いじめ防止基本方針」を策定（2018（平成 30）年改定）し、2015（平成 27）年には、子どもの貧困対策法第 9 条の規定に基づく「島根県子どものセーフティネット推進計画」を策定するなど、いじめ防止や子どもの貧困対策への取組を推進しています。

本市においては、2015（平成 27）年 3 月に「江津市子ども・子育て支援事業計画」を、2020（令和 2）年 3 月に「第 2 期江津市子ども・子育て支援事業計画」を策定して、「地域みんなで育む こどもたちの未来 明るく心豊かに育て江津っ子」の理念の実現をめざし、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進しています。

しかしながら、小家族化の進行や地域住民のつながりの希薄化等による子育て環境の変化により、家庭や地域社会の子育て機能が低下し、そのことが育児に対する負担感を増大させ、児童虐待リスクの増加につながるなど、子どもたちを取り巻く環境は依然厳しい状況が続いています。

また、学校では、心身の発達や人格形成に大きな影響を与えるいじめが依然として深刻な問題となっており、近年では SNS^{*31} を介したいじめも顕在化してきています。ま

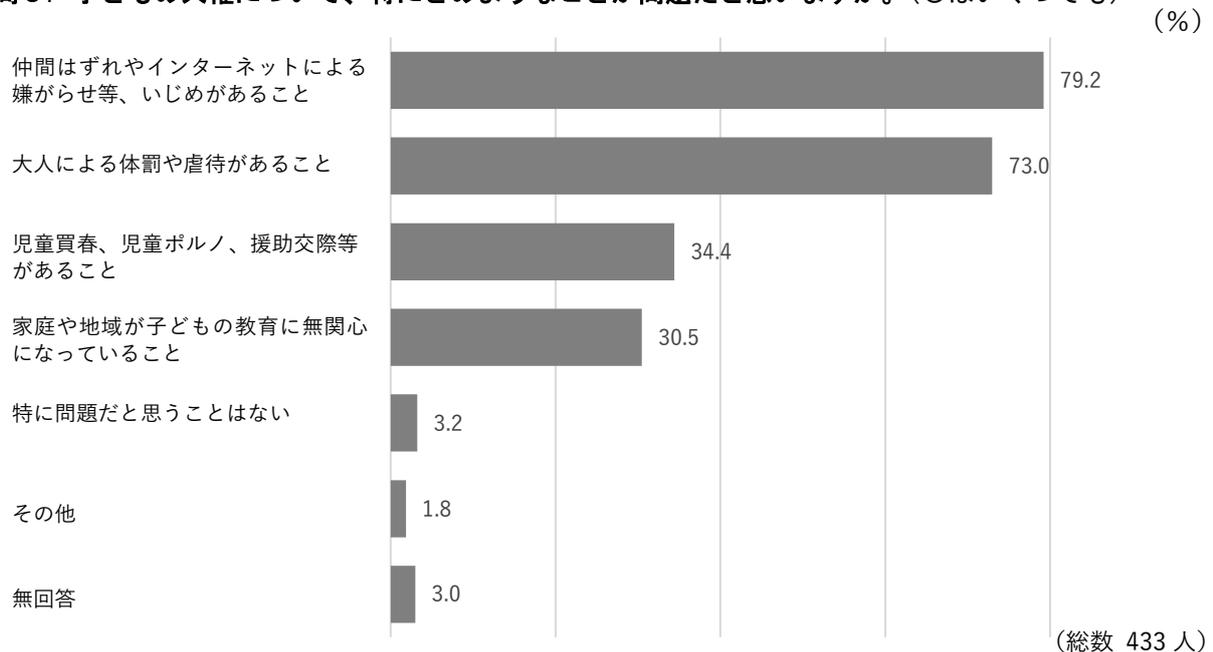
た、学校において取り組むべき問題としては、不登校児童生徒の増加もあげられます。

子どもの人権問題は、次の時代のまちづくりを担う若い市民の成長に関わる問題でもあります。大人たちが子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、地域社会全体で子どもを守り育む心を涵養するとともに、自らの責任を果たしていくことが求められています。

(資料) 人権問題に関する市民意識調査結果

子どもの人権について

問9. 子どもの人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇はいくつでも)



■「仲間はずれやインターネットによる嫌がらせ等、いじめがあること」が8割弱

子どもの人権について、特にどのようなことが問題だと思うか聞いたところ、「仲間はずれやインターネットによる嫌がらせ等、いじめがあること」が 79.2% (県 72.2%) と最も高く、次いで「大人による体罰や虐待があること」73.0% (県 48.2%)、「児童買春、児童ポルノ、援助交際等があること」34.4% (県 38.6%) となっている。

(2) 施策の基本的方向

子どもの権利条約において、子どもは大人と同様ひとりの人間としての人権を認められ、「保護の対象」ではなく「権利の主体」として、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障されています。しかし、実社会においては、依然、子どもを「未完成な存在」と考える傾向があり、権利の主体として尊重されなかったり、尊

厳を傷つけられたりすることがあります。

子どもが権利の行使主体として認められ、その尊厳が傷付けられることなく、自らの意見を表明し、その思いを社会の中で実現できるよう教育・啓発に取り組むとともに、2020（令和2）年3月に策定された「第2期江津市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう施策を推進します。

（3）具体的施策

ア. 「子どもの権利」に対する理解促進

学校をはじめ、地域等で子どもの権利条約等の内容が広く理解されるよう、子どもたちに対しては、「自らが権利の主体である」ということを、保育・教育を通じて発達段階に応じた分かりやすい言葉で説明し、また、大人に対しては、子どもたちに保障されている4つの権利等について、地域の学習会等を通じて教育・啓発を行います。

イ. 子どもの虐待防止

「児童虐待防止法^{*28}」では、児童虐待を「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト（育児放棄）」の4種類と定義づけており、それぞれが単独で発生するほか、複雑に絡まりあって発生する場合もあります。

社会保障審議会児童部会の報告によると、国内における虐待による死亡事例は年間50件を超えており、実に1週間に1人の子どもが虐待により命を落としています。

これら虐待を防止するため、「江津市要保護児童対策地域協議会^{*32}」を中心としたネットワークによる早期発見・早期対応を行います。また、「江津市子育てサポートセンター（NPO法人ちゃいるどりーむ）^{*33}」と連携し、子育ての負担軽減や子育て家庭の孤立化を防止するための支援、親としての自己啓発ができる学びの場や相談体制の充実を進めるとともに、市民への虐待防止に関する啓発を積極的に行い、虐待の潜在化防止と早期発見を促します。

ウ. いじめの防止

「いじめ防止対策推進法^{*29}」では、いじめを「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。いじめの多くは学校で発生しており、子どもを取り巻く環境が複雑

化する中、いじめも複雑化・潜在化しています。しかし、同時にいじめに関する研究も進んでおり、いじめを生みにくい教室環境の整備、いじめを発見するための知識・技能の習得及び初動対応力の向上、いじめに関する相談体制整備と児童生徒・保護者等への事前周知等の予防策を適切に行うことが、いじめの抑止や重大化の抑制に効果が高いことが分かってきました。学習指導要領の改訂により教科化された道徳において、いじめについて児童生徒自身が「考え・議論する」授業を行うとともに、「江津市いじめ防止基本方針」に基づき、学校及び教育委員会での組織的な予防策に取り組みます。

また、2018（平成 30）年度より市内小・中学校全校に配置されたスクールカウンセラーを中心とした校内相談窓口の有効活用とともに、文部科学省の「24 時間子供 SOS ダイアル」や法務省の「子どもの人権 110 番（電話・E メール、ミニレター）」等の校外相談窓口を、児童生徒及び保護者にあらかじめ周知する取組を進めます。

エ. 子どもの貧困対策

2016（平成 28）年の「国民生活基礎調査」では子どもの貧困率は 13.9%で、約 7 人に 1 人が貧困状態であると言われており、子どもの貧困対策は大きな課題となっています。子どもの貧困は、単に食事や住環境等の側面だけでなく、十分な教育を受けられないことにもつながります。子どもの学ぶ権利を保障し、基礎学力を定着させることは、貧困の連鎖を断ち切るためにも重要です。

「子どもの貧困対策法」は、2019（令和元）年の改定において、市区町村の「子どもの貧困対策についての計画」策定を努力義務としましたが、本市においては 2020（令和 2）年 3 月に策定した「第 2 期江津市子ども・子育て支援事業計画」に内包する形で策定しています。今後は、同計画に基づき、子どもが置かれている現状を的確に把握するとともに、子どもの支援に取り組む民間団体等と市の担当部局や民生委員・児童委員が連携を図りながら、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現に向け、教育の支援・生活の支援・就労の支援・経済的支援等の施策を総合的に推進します。

3. 高齢者

(1) 現状と課題

国連は、1982（昭和 57）年に「高齢化に関する世界会議」を開催し、高齢化対策の指針となる「高齢化に関する国際行動計画」を採択しました。また、1991（平成 3）年の総会では「高齢者のための国連原則」を採択し、高齢者の「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の 5 原則が掲げられました。さらに 1999（平成 11）年を「国際高齢者年」と定め、5 原則に向けての取組が強化されました。国内では、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景とした社会の高齢化が急速に進む中、「高齢者保健福祉推進 10 か年戦略（ゴールドプラン^{*36}）」や「新ゴールドプラン」を策定しました。また、1995（平成 7）年には「高齢社会対策基本法」が制定され、高齢社会対策の基本理念や総合的な施策の基本的方向が示されました。また、1998（平成 10）年には「介護保険法^{*37}」が成立し、2000（平成 12）年からは介護を社会全体で支える仕組みとして「介護保険制度^{*37}」が始まりました。同時期に民法が一部改正され、新しい「成年後見制度^{*38}」も始まり、認知症高齢者等判断能力の不十分な人の権利擁護に関わる取組が進んでいます。さらに、2006（平成 18）年には、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務や虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、高齢者の養護者の負担軽減を図るための措置等を定めた「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法^{*39}）」が施行されました。

総務省統計局及び島根県政策企画局の人口推計によると、2019（令和元）年度における本市の高齢化率は 38.6%（県 34.3%、国 28.4%）と 2.6 人に 1 人が高齢者という状況です。

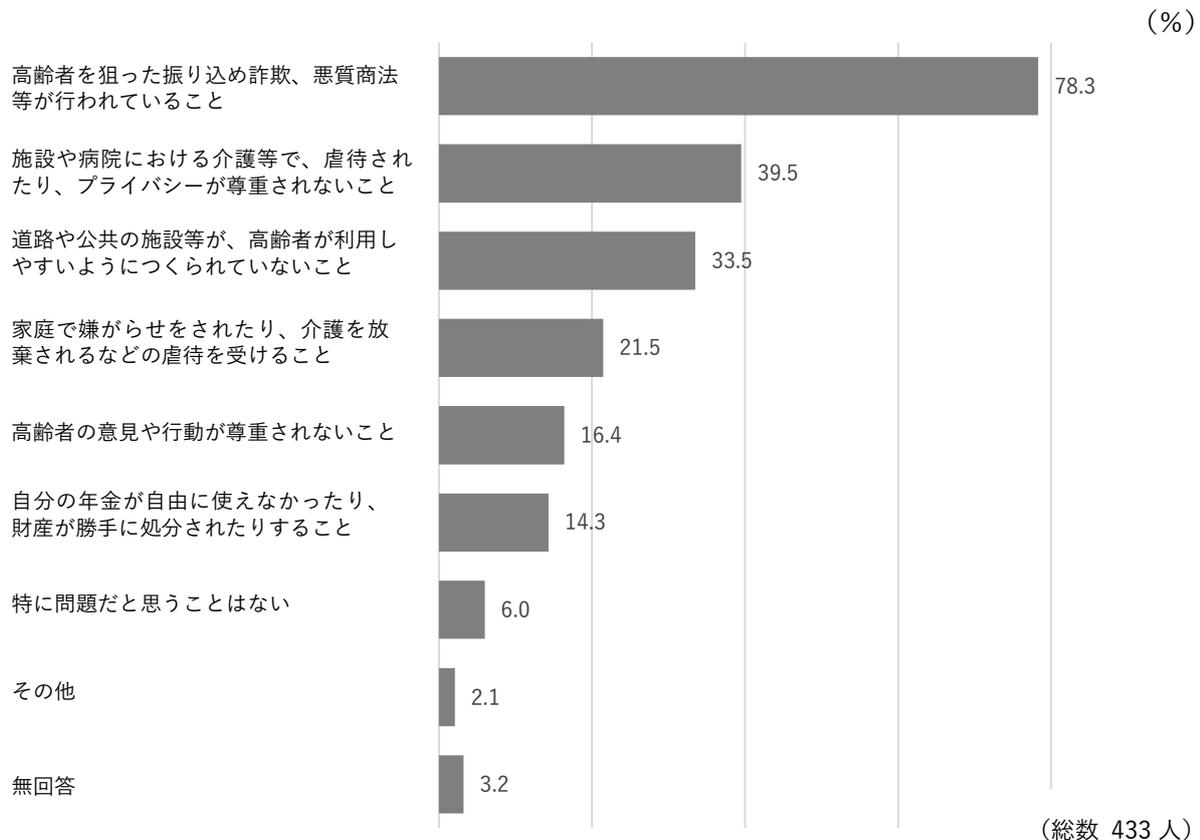
こうした状況の中、「老老介護の時代」といわれるように介護者自身が 65 歳以上であるという家庭が増えています。また、高齢者というだけで一律に社会的弱者と判断されたり、年齢制限等により働く場が十分確保されていない状況があります。

さらに、高齢者への身体的虐待や介護放棄をはじめ、高齢者に対する悪質な訪問販売、財産面での権利侵害等も懸念されています。高齢者の就労支援や住民が主体となった居場所づくりを進めるとともに、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム^{*40}」を強化し、充実させていくことが求められています。

(資料) 人権問題に関する市民意識調査結果

高齢者の人権について

問 10. 高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇はいくつでも)



■「高齢者を狙った振り込み詐欺、悪質商法等が行われていること」が8割弱

高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか聞いたところ、「高齢者を狙った振り込み詐欺、悪質商法等が行われていること」が 78.3% (県 74.1%) と最も高く、次いで「施設や病院における介護等で、虐待されたり、プライバシーが尊重されないこと」39.5% (県 41.1%)、「道路や公共の施設等が、高齢者が利用しやすいようにつくられていないこと」33.5% (県 31.4%) となっている。

(2) 施策の基本的方向

本市は 2018 (平成 30) 年 3 月に策定した「第 3 次江津市保健福祉総合計画」における「いつまでも自分らしく活躍できる『光齡社会』」の理念のもと、高齢者が自ら健康づくりや介護予防に取り組むことや生きがいを持つこと、また、積極的に社会参加できる機会を身近な地域で持つことができる環境づくりと意識啓発を行います。また、高齢者虐待の未然防止や早期発見・早期対応のために、関係機関のネットワークの構築等、支援体制の整備を進めるとともに、高齢者を狙う悪質商法や特殊詐欺に対しては、関係機関と連携して速やかに情報を提供するなど高齢者の消費者被害の防止に取り組みます。

(3) 具体的施策

ア. 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者がいきいきと生活するためには、自ら健康づくりや介護予防に取り組むことはもとより、生きがいを持つことや積極的に社会に参加することが必要です。

高齢者の交流の場としての老人クラブやふれあいサロン等の活動充実に努めるとともに、生涯学習活動や地域コミュニティ活動を通じて高齢者の社会参加を促し、生きがいづくりを支援します。

イ. 高齢者の能力発揮の場の提供

豊かで活力のある社会を実現するためには、高齢者の経験と能力を積極的に活用する環境の構築が大切です。高齢者雇用の促進や待遇の改善について雇用主等の意識改革を促すとともに、高齢者に働く機会を提供するための仲介を行う「公益財団法人 江津市シルバー人材センター」等の活用や、地域づくりボランティア活動等への積極的な参加を促すよう支援します。

ウ. 認知症高齢者等の地域ケア体制や相談体制の整備

認知症高齢者が示す記憶障害や妄想、徘徊等の精神症状や行動障害は、地域の人たちに戸惑いや不信感等を抱かせ、時には偏見につながることもあり、介護にあたる家族だけでは支えきれないことも数多くあります。江津市地域包括支援センターでは、高齢者やその家族を支援するため、高齢者の総合相談、地域の支援体制づくり、介護予防の援助等とともに、高齢者の権利擁護への取組も行っています。

また、浜田地区広域行政組合では、「生活者視点の地域包括ケア」を将来像の一つに掲げ、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進することとしており、今後は、介護保険等の公的なサービスだけでなく、地域の自主性や主体性に基づき、ともに支え合う体制づくりを進め、浜田圏域及び本市の特性に応じた地域包括ケア体制の充実に努めます。

エ. 高齢者虐待防止への取組

高齢者虐待は、近年、全国的に増加傾向にあり、虐待の要因についても、家族介護状況の変化による介護力の低下や生活困窮、養介護施設従事者の多忙化によるストレス等多様化しています。既存のネットワークを活用し、虐待の早期発見や未然防止に努めるとともに、養護者の負担軽減に向けた取組を行います。

4. 障がい者

(1) 現状と課題

国連は、障がい者の「完全参加と平等」をテーマに、1981（昭和 56）年を「国際障害者年」と定めるとともに、翌年の総会では、1983（昭和 58）年から 1992（平成 4）年までの 10 年間を「障害者のための国連 10 年」としました。

国内では、1970（昭和 45）年に、「心身障害者対策基本法」が定められ、その一部を改正して 1993（平成 5）年に「障害者基本法」が制定されました。この改正の基本には「ノーマライゼーション^{*41}」の思想があり、全ての障がい者は、「尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」とともに「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」と規定しました。その後、障がい者の社会参加を推進するために様々な法令整備が行われた後、2011（平成 23）年には「障害者基本法」の一部を改正し、その第 4 条において障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、障がい者に対する虐待の禁止と養護者の支援等について定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法^{*42}）」が成立（翌年施行）しました。また、2013

（平成 25）年に施行された「障害者総合支援法」は、障がい者や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、日常生活および社会生活を総合的に支援するものです。

さらに、国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約^{*43}）」の趣旨を踏まえ、2016（平成 28）年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法^{*44}）」が施行されました。障害者差別解消法は、国・地方公共団体・国民がそれぞれ、福祉・人権・雇用・教育・施設整備その他広い分野において、障がいを理由とした差別を解消するため、必要かつ合理的な配慮（合理的配慮^{*45}）を行うことを定めています。

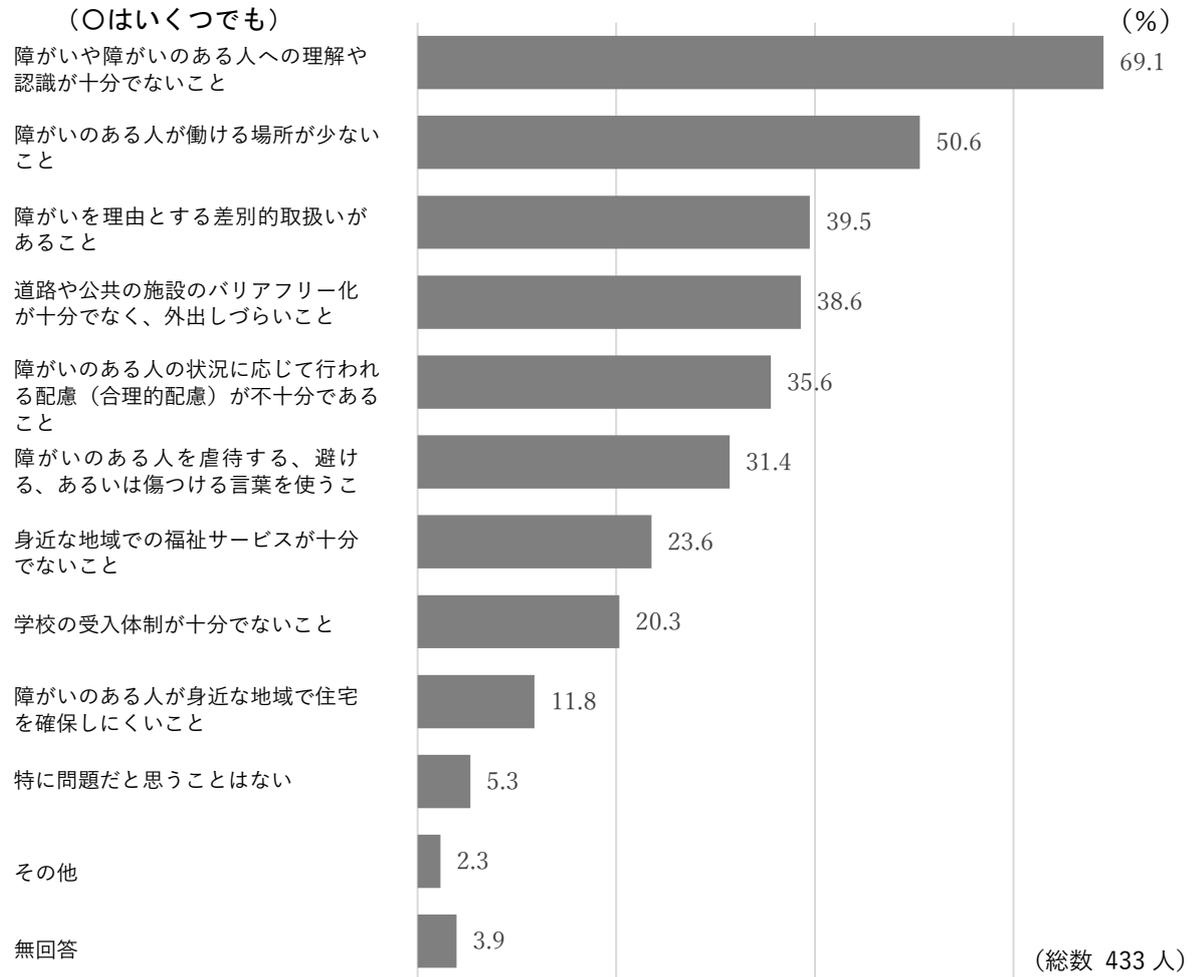
また、障がい者雇用促進についても「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法^{*46}）」の度重なる改正により、知的障がい者や精神障がい者を対象に加えるとともに、差別禁止規定の追加や合理的配慮の概念の導入等、法的基盤整備がなされてきました。

島根県では、2018（平成 30）年に策定した「島根県障がい者基本計画」に基づき、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、国や市町村、関係機関と連携を図りながら、各種障がい者施策を推進しています。

(資料) 人権問題に関する市民意識調査結果

障がいのある人の人権について

問 11. 障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。



■「障がいや障がいのある人への理解や認識が十分でないこと」が7割

障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思えるか聞いたところ、「障がいや障がいのある人への理解や認識が十分でないこと」が69.1%（県59.4%）と最も高く、次いで「障がいのある人が働ける場所が少ないこと」が50.6%（県44.8%）、「障がいを理由とする差別的取扱いがあること」39.5%（県32.3%）、「道路や公共の施設のバリアフリー化が十分でなく、外出しづらいこと」38.6%（県33.6%）となっている。

(2) 施策の基本的方向

本市は、「第3次江津市保健福祉総合計画」に包含される「障がい者保健福祉計画」の基本理念「ともに築くノーマライゼーションのまち」を合い言葉に、「障がい者の自立支援体制づくり」「誰もが尊重しあえる共生社会づくり」「障がい者を支えるサービス提供体制づくり」を基本目標として、「地域」「暮らし」「生きがい」をともに創り高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を計画的に推進します。

(3) 具体的施策

ア. 障がいを理由とする差別の解消の推進

「障害者差別解消法^{*44}」の趣旨・目的等について、幅広く市民や事業者の理解を深めるため、関係機関や各種団体と連携しながら、各種の広報・啓発を実施します。

また、同法の施行に合わせて策定した「江津市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」により、障がいを理由とする差別事象への対応と差別解消に向けての教育・啓発活動を行うとともに、差別的事案に即応できるよう相談体制を充実し、その利用促進を図ります。

イ. 障がいに対する理解の促進

市民それぞれが、障がいや障がい者について正しい認識を持ち、社会的障壁を取り除くための配慮が行えるよう、市の広報紙やホームページ等の広報媒体による広報をはじめ、研修実施等関係団体と連携した啓発活動を展開します。また、市民一人一人が様々な障がいの特性を理解し、日常において障がい者が困難を感じている状況に接した時は、躊躇なく適切な配慮や手助けを行うことができるよう「あいサポート運動^{*47}」を市の障がい者福祉担当部局と社会福祉協議会が連携しながら普及・推進します。

ウ. 学校における特別支援教育及び福祉教育の推進

障がいのある児童生徒の自立と主体的な社会参加の実現に向け、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行い、共生社会の形成に向けた「インクルーシブ教育システム^{*48}」の構築を図ります。

また、「総合的な学習の時間」等を活用し、社会福祉協議会・地域コミュニティ・自治会・ボランティア・福祉施設等と連携を図りながら、校区内の地域特性に応じた「福祉教育」を推進します。そして、子どもの発達段階に合わせ、障がい者との交流やボランティア活動への参加等の体験的な学習を取り入れ、障がい者への理解と尊重の念を深めます。

エ. 障がい者雇用の促進及び就労支援体制の整備

「障害者雇用促進法」では、事業主に対し、「障がい者雇用率に相当する人数の障がい者の雇用」と、「障がい者と障がい者でない者との均等な雇用機会及び待遇の確保と合理的配慮」を義務付けています。市内事業者や市民への意識啓発を行うとともに、県内の公共職業安定所や「障害者就業・生活支援センター」等と連携しながら、法定雇用率の維持と、就労支援体制の整備による障がい者の職場定着を図ります。

オ. ユニバーサルデザイン化の推進

本市は、「江津市バリアフリー基本構想」「江津市住生活基本計画」「第3次江津市保健福祉総合計画」において「ユニバーサルデザイン^{*49}」の考え方にに基づき、バリアフリー^{*50}化を推進することとしています。

今後も、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法^{*51}）」の理念を踏まえ、「ノーマライゼーション」の考え方にに基づき、すべての人が、障がいの有無・年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有し尊重される社会を目指し、ハード・ソフト両面において、「ユニバーサルデザインによるまちづくり」を推進します。

5. 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は日本固有の人権問題であり、その早期解決を図ることは国ならびに地方公共団体の責務であり、国民的課題です。

1960（昭和 35）年に設置された同和対策審議会は、内閣総理大臣から「同和問題の解決のための基本方策」について諮問を受け、1965（昭和 40）年に「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であり国民的課題である。」と、その後の対策の基本的方向を示す答申を提出しました。国は、この「同和対策審議会答申*52」を受けて、1969（昭和 44）年の「同和対策事業特別措置法*53」制定以降、「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」の制定や改正を行い、生活環境の改善をはじめ、教育・保健・福祉・就労・啓発等の推進が図られてきました。その結果、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善されたため、2002（平成 14）年 3 月の「地対財特法」失効に伴い、特別対策としての同和対策事業は全て終了し、以後は地域の状況や事業の必要性に応じて、所要の施策が講じられることとなりました。

ところが、その後新たに SNS 上での差別を助長する内容の書き込みの増加や、ウェブサイト上での同和地区所在地や地区名の公開等、インターネット上における部落差別事象が後を絶たないことを受けて、2016（平成 28）年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法*54）」が施行されました。

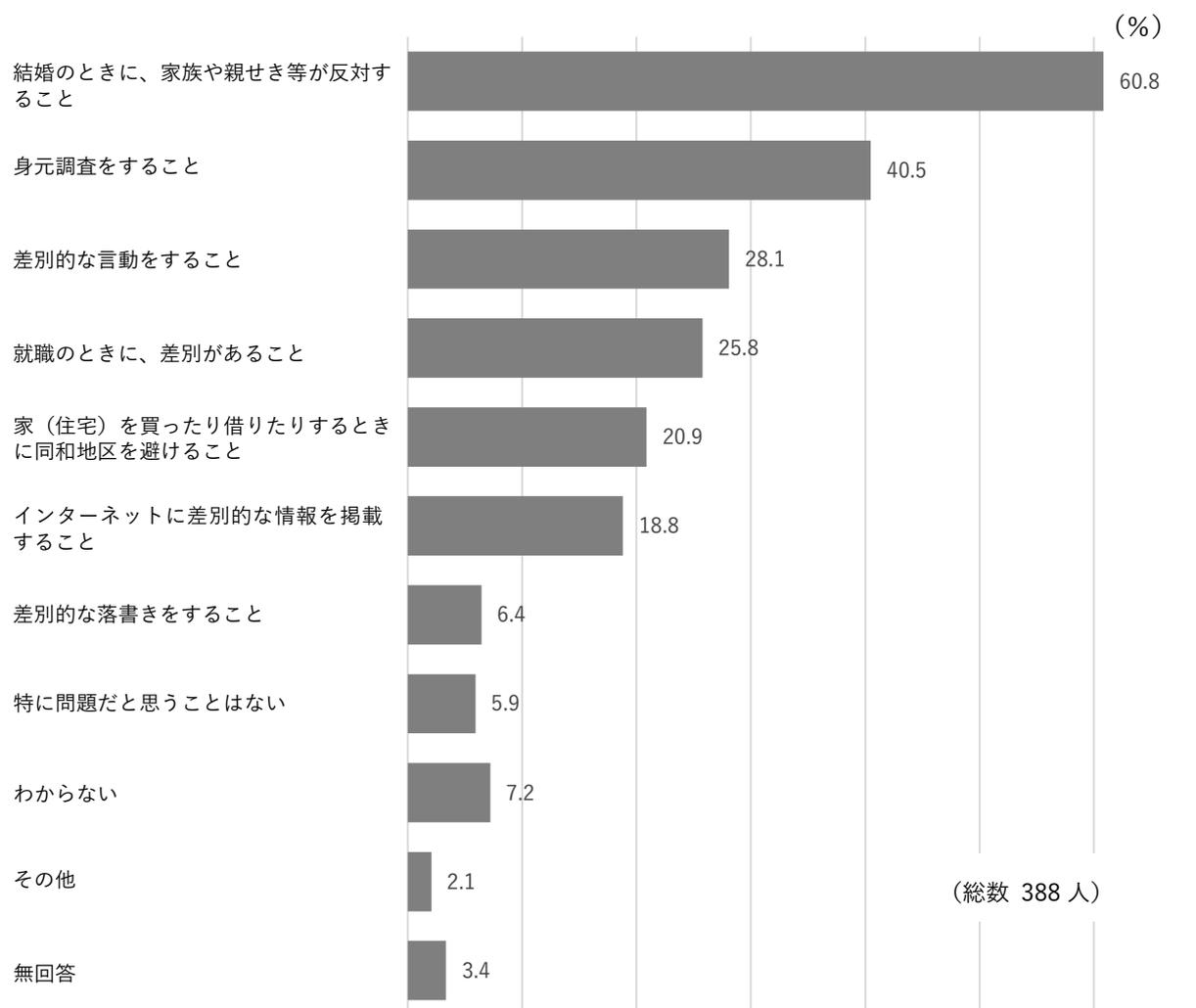
本市においても、同和問題解決は全市民的な課題であることから、差別解消に向け、生活環境の改善をはじめとする諸施策の推進に取り組んできた結果、道路・下水排水路・墓地移転・上水道・街路灯等の施設整備事業及び一般公共事業の推進により、同和地区内の生活環境については大きく改善されました。

また、2001（平成 13）年に「江津市同和問題啓発・教育基本計画」を、2006（平成 18）年には「江津市人権同和教育・啓発基本計画」を策定し、本市における同和教育上の具体的な課題と、今後の取組の方向を明らかにして、各種行政機関や諸団体等との連携に基づいた地域ぐるみの同和教育を推進してきました。

その結果、差別意識の解消に向けた教育及び啓発の分野で一定の成果が認められるものの、インターネット上での差別をはじめとする新たな差別事象への対応や、同和地区内の世帯の高齢化等、新たな問題への対応が必要となっています。

(資料) 人権問題に関する市民意識調査結果

問 13. 同和問題について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇は3つまで)



■「結婚のときに、家族や親せき等が反対すること」が6割

同和問題について特にどのようなことが問題だと思えるか聞いたところ、「結婚のときに、家族や親せき等が反対すること」が 60.8% (県 61.4%) で最も高く、次いで「身元調査をすること」40.5% (県 33.1%)、「差別的な言動をすること」28.1%となっていて、結婚に関わると思われる事項が問題点の上位にあがっている。「就職差別」25.8%と続くが、県民調査では「家(住宅)を買ったり借りたりするときに同和地区を避けること」が上位3番目に入っている(県 25.1%、市 20.9%)。

(2) 施策の基本的方向

「部落差別解消推進法^{*54}」では、「部落差別が現存」し、「情報化によって変化している」との国の認識を明らかにし、地方公共団体はその地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることと定めています。この趣旨を踏まえ、引き続き民間団体等と連携を図り、地域の実情に応じた、効果的な教育・啓発を推進します。また、一般対策については、

地域の実情や事業の必要性に応じ、これまでの施策の成果が損なわれることのないよう、有効かつ適切に活用し推進していきます。

(3) 具体的施策

ア. 学校教育における取組

学校においては、小学校における社会、中学校における歴史・公民等の科目において、同和問題の歴史や現状について知的理解を深めることはもとより、実際に差別をなくすためにはどのようにすればよいかを、自ら考え、行動する「実践力」を養う学習を進めます。また、教職員等は、他の様々な問題を抱えた児童生徒とともに、同和問題を背景とした困難を抱える児童生徒に対して、進路保障の取組を重点的に進めます。

イ. 一般市民等への啓発

「部落差別解消推進法^{*54}」の趣旨を踏まえ、同和問題を正しく理解し、自らの課題として差別意識の解消に主体的に取り組むことができるように、市民向けの講演会・研修会等を実施します。また、差別意識の解消に向けた啓発広報については、これまでの手法に加え、インターネットやケーブルテレビ等を活用して多チャンネル化を図り、市民が同和問題をより身近にとらえ、自らが解決に向けて行動できるようなものとなるよう取り組みます。さらに、戸籍等の不正取得の抑止が図られ、人権侵害の未然防止に効果がある「本人通知制度^{*55}」についても、戸籍事務担当課を中心に、積極的な制度周知と登録勧奨を行います。

ウ. 広域隣保活動の充実

地域の教育・文化水準の向上を図るための学習活動を、地域住民の教育施設である「ふれあい集会所」を拠点として、内容や方法を創意工夫しながら進めます。

エ. 市内事業所等における啓発の推進

市内事業所等が同和問題の解決をめざして積極的に取り組むためにも、「就職差別につながる主要 14 項目^{*56}」等を正しく認識し、公正な採用選考が行われるよう指導・啓発に努めます。

オ. えせ同和行為の排除

同和問題解決の大きな阻害要因となっているえせ同和行為に対処するには、何よりも同和問題を正しく理解することが重要です。このため市民への啓発に努めるとともに、こうした行為の排除にあたっては、国・県の関係機関と連携し、一層その取組の強化に努めます。

6. 外国人

(1) 現状と課題

1948（昭和 23）年に国際的な人権の普遍性について宣言した「世界人権宣言*1」が採択されたことを受け、我が国は 1979（昭和 54）年に「国際人権規約*2」を批准しました。その後 1981（昭和 56）年「難民の地位に関する条約（難民条約*57）」への加入や、1982（昭和 57）年の「難民の地位に関する議定書*57」批准を契機として、外国人への社会保障サービスの提供や、在日韓国人等の特別永住資格者への指紋押捺義務の免除等を内容とした「外国人登録法*58」の改正（1993（平成 5）年）が行われるなど、国際化に対応した法的環境の整備が進められました。

我が国における外国人に関する課題は、以前は「オールドカマー」といわれる旧植民地出身者、中でも在日韓国・朝鮮人に対する社会保障や参政権の付与等が中心でしたが、1980 年代以降は、労働力不足を背景に多くの外国人労働者が日本の労働市場に流入したことにより、不法就労問題への対応等、新たな課題が発生しました。こうした事態を受けて政府は 1990（平成 2）年に「出入国管理及び難民認定法（入管法*59）」を改正し、「ニューカマー」と呼ばれる多数の南米日系人等の優先的入国・在留を認めることとしましたが、一方で生活保護の対象者や国民健康保険の加入条件等、在留資格の有無で権利の享受に明確な差異が設けられるようになりました。その後、入管法は 2009（平成 21）年改正（外国人登録制度の廃止と新たな在留資格制度の導入）、2014（平成 26）年改正（在留資格と上陸審査の緩和）、2018（平成 30）年改正（在留資格「特定技能 1 号」「特定技能 2 号」の創設）により、外国人就労の規制緩和と従事できる業種の拡大が行われました。また、その間、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる事例等が多発したことから、2016（平成 28）年 6 月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法*60）」が施行され、外国人に対する不当な差別的言動を禁ずるとともに、解消に向けた国、地方公共団体の責務を明らかにしました。

そのような中、島根県の外国人人口も着実に増え続けており、過去 10 年間で約 1.5 倍（2019（令和元）年度調査によると 8,856 人）に増加しています、本市においても、2019（令和元）年 12 月末現在で 302 人の外国人が在住しており、人口に占める外国人の比率は、出雲市に続いて県内第 2 位となっています。

今後、本市が国際化の流れの中で、住みよい地域社会を維持していくためには、外国籍市民に対する差別や偏見の解消に努め、相互理解を進めながら、異なった文化や価値

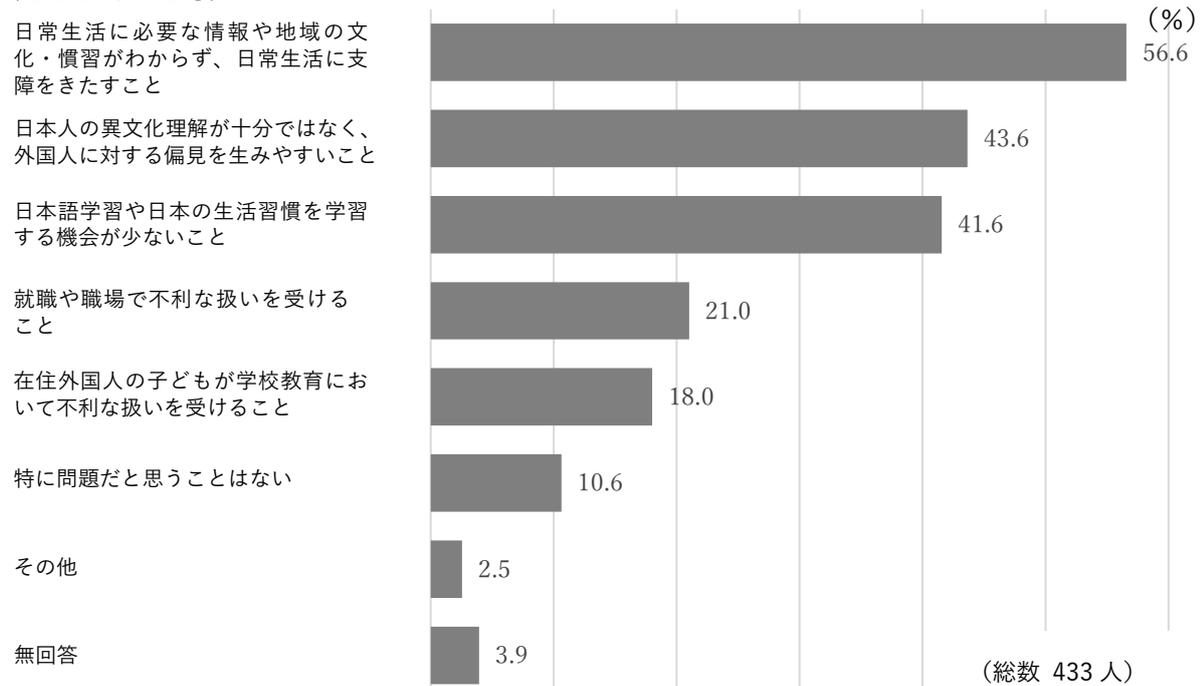
観を持った人々と共に生きる「多文化共生社会^{*61}」を実現することが求められています。

(資料) 人権問題に関する市民意識調査結果

外国人の人権について

問 17. 日本で生活する外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。

(〇はいくつでも)



■「日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習がわからず、日常生活に支障をきたすこと」が 5 割半

外国人の人権について特にどのようなことが問題かと聞いたところ、「日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習がわからず、日常生活に支障をきたすこと」が 56.6% (県 46.9%) で最も高い。次いで「日本人の異文化理解が十分ではなく、外国人に対する偏見を生みやすいこと」43.6% (県 33.0%)、「日本語学習や日本の生活習慣を学習する機会が少ないこと」41.6% (県 28.4%) となっている。

(2) 施策の基本方向

世界のすべての人々が人権を守り、尊重することは国際化時代の前提となるものです。

国際理解を促進し、世界的な視点から自己や地域を見つめることのできる態度を養うとともに、国際交流や国際協力の必要性・意義等について理解を深め、外国の人々と共に生きるという市民意識の醸成に努めます。また、諸外国の生活文化を理解・尊重するとともに、異なる文化を持つ人々と協調して生きていく態度が育成されるよう、国際教育や外国語によるコミュニケーション能力を養う外国語教育の充実等、国際化時代に対応した教育を、学校教育・社会教育双方の場において推進します。

(3) 具体的施策

ア. 差別意識解消のための教育・啓発の推進

外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、学校・地域・職場等、様々な場面で教育・啓発を推進します。また、「ヘイトスピーチ解消法^{*60}」の内容を市民一人一人が理解し、不当な差別的言動を抑止するための取組を推進します。

また、外国人が地域社会に円滑に溶け込み、市民に理解され尊重されるよう、市民ボランティア団体等と連携して、市民との交流機会を設けるなどの取組を推進します。

イ. コミュニケーションのバリアフリー化

外国人への文字による情報伝達に際しては、情報の多言語化と合わせ、簡易な表現と簡潔な文章を心がけ、ふりがなを振るなど、日本語に不慣れな外国人にも分かり易くした「やさしい日本語^{*62}」を使用するとともに、「公益財団法人しまね国際センター^{*63}」や市民ボランティアと連携し、学校・地域・職場等においても広く使用されるよう研修会等を実施するなどして普及を図ります。

ウ. 外国にルーツを持つ児童生徒及び保護者への支援

日本語指導教諭や支援員を配置し、児童生徒の実態に応じて日本語の指導及び支援を行います。また、学校から保護者宛の文書等には、「やさしい日本語」を可能な限り使用し、学習内容や学校生活について、家庭と学校との意思疎通が十分になされるよう配慮します。

エ. 多文化共生の視点に立った国際教育の推進

初等中等教育段階において、すべての子どもたちが、異文化や異なる文化をもつ人々を受容し、共生することのできる態度・能力を身に付け、自らの国の伝統・文化に根ざした自己を確立し、自分の考えや意見を自ら発信し、具体的に行動することのできる態度・能力を身に付けることができるよう、市内小・中学校において「国際教育」を推進します。

オ. 外国人を雇用する事業主への啓発

外国人労働者を雇用する事業主に対しては、その雇用及び労働条件等に関して、事業主が講ずべき必要な措置について定めた国の基本指針である「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針^{*64}」(2017(平成29)年11月最終改正)の周知を図ります。外国人労働者がその能力を發揮しながら就労できるよう、国・県をはじめとした関係機関と連携し、市内事業所等における適正な雇用・労働条件の確保と不法就労防止のための啓発に取り組みます。

カ. 災害情報の提供

災害時における情報提供にあたっては、外国人住民が取り残されないような体制やツールについての検討を進めるとともに、避難所や防災マップの周知等、平常時における防災情報の普及にあたっては、情報の多言語化や「やさしい日本語」の活用等、情報を受ける側の視点に立った情報伝達に努めます。

キ. 外国人住民のための相談体制の充実

2015（平成 27）年 6 月から、県の事業により配置されている「島根県外国人地域サポーター*65」や「公益財団法人しまね国際センター*63」、地域のボランティア活動団体等と連携を取りながら、相談体制を充実していきます。

7. 患者・感染者等及びその家族

(1) 現状と課題

国が定めた「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」には、「H I V（ヒト免疫不全ウイルス）^{*66}感染者」及び「ハンセン病^{*67}」に関する偏見や差別が重要課題として取り上げられています。医療技術の進歩や医療体制の整備が進む一方、様々な病気に関する正しい知識と理解が十分に普及していないため、病気に対する偏見や誤解により病気にかかわる人が人権侵害を受ける現状があります。病気にかかわる人が抱える生活上の問題を人権問題として捉え、その解決に向けた取組が必要です。

ハンセン病は、国による隔離政策と、官民一体となって行われた「無らい県運動^{*68}」により、社会全体に「ハンセン病が恐ろしい病気である」という誤解を与え、差別や偏見を助長してきました。1996（平成 8）年に「らい予防法^{*69}」が廃止され、2009（平成 21）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法^{*70}）」が施行された現在でも、社会には根強い差別・偏見が存在しており、ハンセン病回復者やその家族が安心して暮らせない現状があります。

H I V感染者やエイズ患者等については、正しい知識や理解の不足から、病気そのものや患者・感染者を特別視する差別意識が存在し、医療の拒否、病気を理由とした解雇等の人権問題に発展することがあります。

また、S A R S^{*71}や新型コロナウイルス（C O V I D - 1 9）^{*72}等の新たな感染症の発生時には、その感染力の強さから不安や恐怖が蔓延し、感染者やその家族、医療従事者や旅行者等に対する非難や差別的な言動、あるいはインターネット上での誹謗中傷や個人情報掲載等の人権侵害が起こることがあります。

精神疾患については、古くからの慣習や風評、不正確な事件報道や間違った情報・知識の拡散・定着等による誤解や偏見が生じており、このことから、職場や地域において、患者が疎外・排除されることがあります。

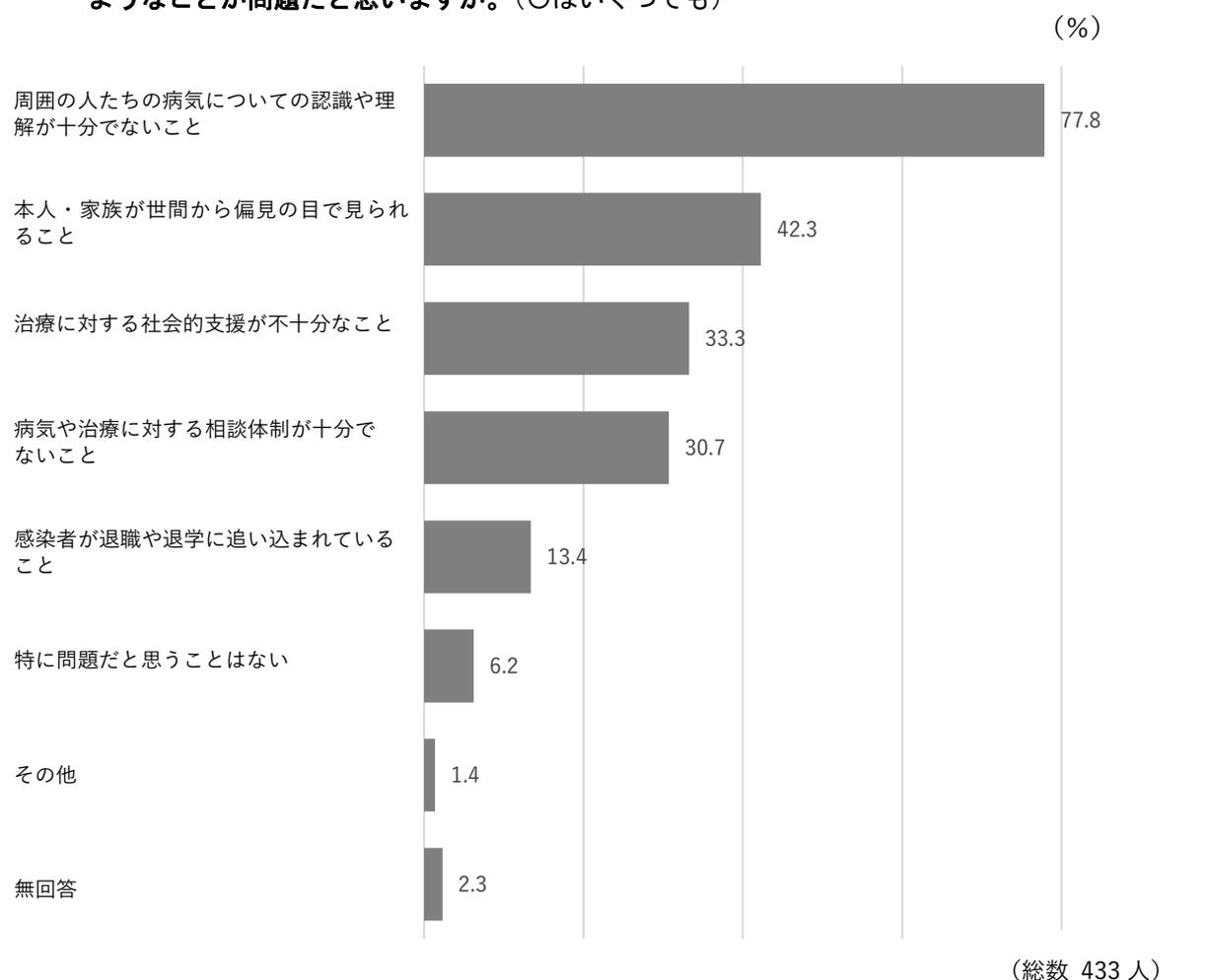
難病は、その原因が不明であったり、治療方法が確立されていなかったり、また、症状が慢性的あるいは進行性であるなどにより、患者及びその家族が日常生活を送る上で、経済的負担をはじめ、様々な困難に見舞われることがあります。2015（平成 27）年に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法^{*73}）」では、国及び地方公共団体に難病に関する正しい知識の普及と難病患者の社会参加機会の確保とともに、地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生する施策を講ずることを求めています。

また、近年では医療全般において、患者側の人権を重視し、治療する側との信頼関係のもとで安心して治療を受けることができる医療が求められています。医療従事者から病状について十分な説明を受け、同意した上で治療を受ける「インフォームド・コンセント」の確立等、患者の立場に立った医療を行うことが求められるとともに、病気等に関する患者や家族のプライバシーの保護が求められています。

(資料) 人権問題に関する市民意識調査結果

患者及び感染者等の人権について

問 18. HIV（エイズの原因ウイルス）感染者及び肝炎ウイルス感染者等の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇はいくつでも)

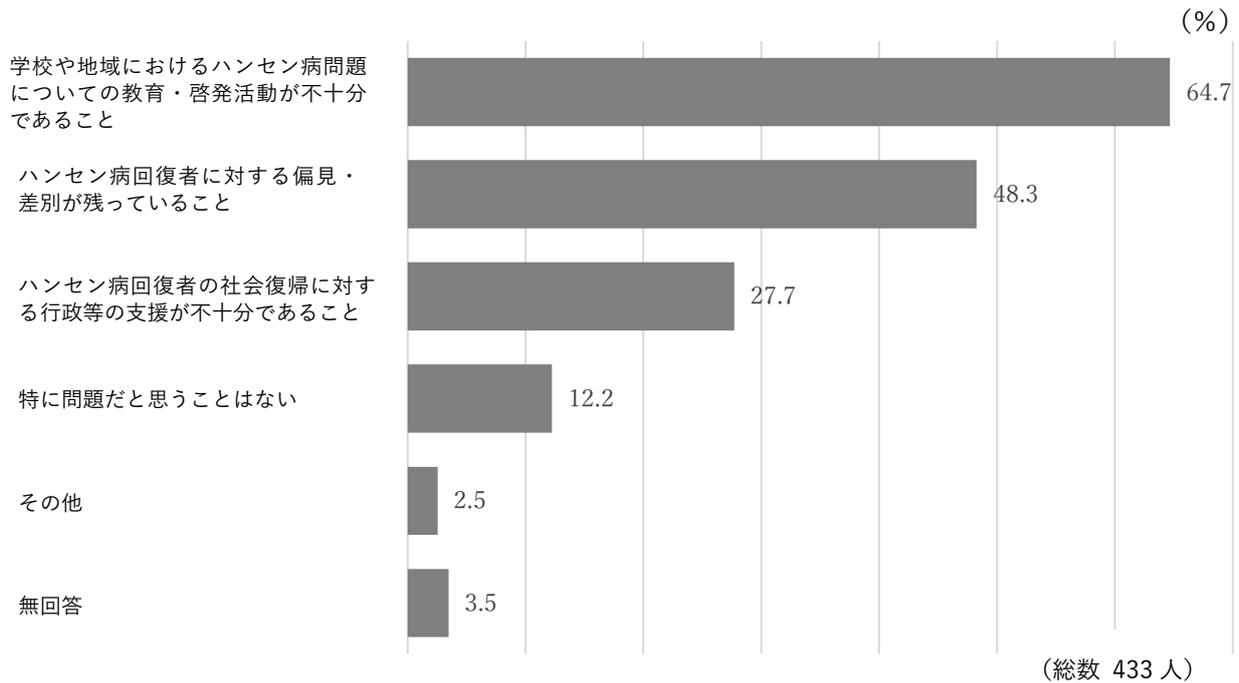


■「周囲の人たちの病気についての認識や理解が十分でないこと」が8割弱

HIV感染者及び肝炎ウイルス感染者等の人権について、特にどのようなことが問題かと聞いたところ、「周囲の人たちの病気についての認識や理解が十分でないこと」が 77.8% (県 68.2%) で最も高い。次いで「本人・家族が世間から偏見の目で見られること」42.3% (県 38.7%)、「治療に対する社会的支援が不十分なこと」33.3% (県 26.1%) の順となっている。

問 19. ハンセン病回復者の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。

(○はいくつでも)



■「学校や地域における教育・啓発活動が不十分であること」が 6 割半

ハンセン病回復者の人権について、特にどのようなことが問題かと聞いたところ、「学校や地域におけるハンセン病問題についての教育・啓発活動が不十分であること」が 64.7% (県 55.7%) で最も高い。次いで「ハンセン病回復者に対する偏見・差別が残っていること」48.3% (県 41.7%)、「ハンセン病回復者の社会復帰に対する行政等の支援が不十分であること」27.7% (県 24.4%) となっている。

(2) 施策の基本的方向

感染症や難病に対する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、患者及び感染者等の相談・支援体制の充実を図り、患者及び感染者等がその人権を尊重され、不当な偏見や差別を受けることなく、安心して尊厳をもって暮らせる地域社会づくりを推進します。

(3) 具体的施策

ア. 患者・感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発

①ハンセン病患者・回復者及びその家族

ハンセン病は、らい菌の感染によるもので、発症すれば体の皮膚と末梢神経が侵される感染症ですが、らい菌の感染力は極めて弱く感染しても発病することは稀です。さらに、仮に発病しても効果的な治療法があり、完全に治る病気です。また、遺伝病ではありません。しかしながら、政府による隔離政策や「遺伝病である」との誤解等から、人々が必要以上にこの病気を恐れ、偏見や差別意識を持ち、患者や家族に多大

な精神的苦痛を与えてきました。

このようなことを二度と繰り返さないために、また、回復者やその家族への偏見や差別の解消と名誉回復を図るために、ハンセン病についての正しい知識と回復者等の人権に対する理解を深めるための講演会・研修会・出前講座等を積極的に実施します。

②H I V感染者・エイズ（A I D S）患者

H I Vは感染力が弱く、性行為以外の日常生活で感染する可能性はまずありません。

また、治療法の開発が進み、現在、H I V感染／エイズは、ウイルスが体内で増えるのを抑えながら付き合っていく慢性疾患としての面が大きくなっており、定期的に病院に通うことで、コントロールが可能です。

しかし、H I V感染者・エイズ患者に対する差別・偏見がいまだに存在しており、このことは、感染した人たちが生活していく上で、大きな障害になっています。H I V感染とエイズについての正しい知識と、感染者・患者の人権に対する理解を深めるための講演会や研修会、出前講座等を積極的に実施します。

③新型コロナウイルスの感染者等

S A R Sや新型コロナウイルス（C O V I D - 1 9）等の未知の感染症が蔓延すると、様々なメンタルヘルス上の問題が生じます。不安と恐怖、隔離がもたらすストレス、偏見と差別、情報のもたらす社会不安と混乱等が主要なものとして挙げられます。感染そのものへの恐怖だけでなく、感染拡大防止のための移動制限や集会の禁止等、社会情勢や生活環境の急激な変化も社会不安を増大させます。そして、人々はその不安から逃れるために、原因者を求め、攻撃するようになります。

このような状況下においても、市民一人一人が人権侵害の「加害者」とならないよう、予防的啓発活動を、市のホームページや広報紙・啓発チラシ・出前講座等で積極的に行うとともに、感染症発生時の緊急啓発についても、各種メディアと連携して平常時から検討と準備を行います。

④精神疾患や難病の患者及びその家族

精神疾患や難病に対する正しい知識と理解を深めるための啓発活動を行います。

また、「島根県精神保健福祉協会」や、難病に関する専門相談、就労相談や研修機能を担う「しまね難病相談支援センター」や浜田保健所と連携し、患者・家族へのきめ細かな支援体制の構築を図ります。

イ. インフォームド・コンセントとセカンドオピニオンの普及

「インフォームド・コンセント」とは、患者・家族が病状や治療について十分に説明を受けた上で理解し、医療職も患者・家族の意向を十分に聴取し確認した上で、どのような医療を選択するかを合意するプロセスです。また、「セカンドオピニオン」とは、患者にとって最善だと思える治療を患者と主治医との間で判断するために、別の医師の意見を聴くことです。いずれも患者の「知る権利」「自己決定権」「自立の原則」を尊重する行為ですが、正しく認識されていない場合に、医療従事者と患者との間でトラブルとなることがあります。医療従事者と患者が同意の上で適切な医療が行われるよう、インフォームド・コンセントとセカンドオピニオンに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

8. 犯罪被害者とその家族

(1) 現状と課題

犯罪被害者とその家族（以下「犯罪被害者等」）は、犯罪の直接的な被害はもとより、医療費の負担や休業・転職・失職等による経済的な困窮に加え、周囲からの好奇の目、被害者にも責任があるかのような誤解、報道機関による過剰な取材や事実と異なる報道による精神的な被害等、様々な二次的被害に苦しんでいる状況があります。

このような状況は、これまで犯罪に関わりのない一般の人々が犯罪被害者等の存在に無関心であったこと、社会の風潮として犯罪被害者等が声を上げにくかったことなどから、社会においてはあまりよく知られていませんでした。

このような状況の下 2004（平成 16）年に「犯罪被害者等基本法^{*74}」が制定され、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項が定められるとともに、翌年、その理念を具体化した「犯罪被害者等基本計画^{*74}」を策定し、犯罪被害者等が直面する、生命・身体・財産上の直接的な被害とともに、経済的困窮や精神的被害等の二次的被害を支援するための具体的施策の推進を図ることとしました。その後、2011（平成 23）年「第 2 次犯罪被害者等基本計画」、2016（平成 28）年「第 3 次犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者等の権利や利益の一層の保護が図られました。

県においても、このような動向を踏まえ、2006（平成 18）年に施行した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び同条例に基づき策定した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」において、犯罪被害者等への支援を推進することを定め、県民の犯罪被害者等に対する理解を深めるための広報・啓発や、支援体制の整備

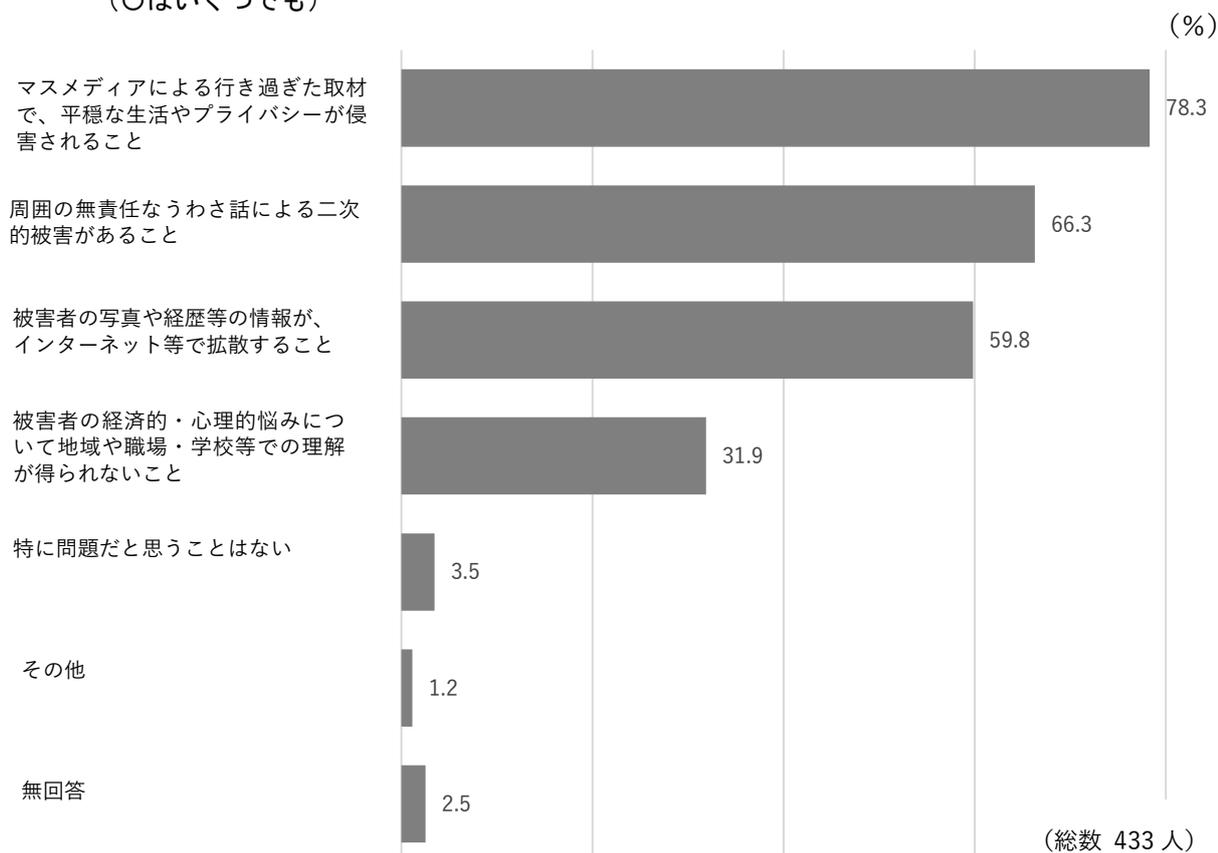
等を進めています。

(資料) 人権問題に関する市民意識調査結果

犯罪被害者とその家族の人権

問 20. 犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。

(〇はいくつでも)



■「マスメディアによる行き過ぎた取材で、平穏な生活やプライバシーが侵害されること」が8割弱

犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題かと聞いたところ、「マスメディアによる行き過ぎた取材で、平穏な生活やプライバシーが侵害されること」が 78.3% (県 69.8%) で最も高い。次いで「周囲の無責任なうわさ話による二次的被害があること」66.3% (県 62.3%)、「被害者の写真や経歴等の情報がインターネット等で拡散すること」59.8% (県 47.8%) となっている。

(2) 施策の基本的方向

被害者の視点に立ち、関係機関・団体と密接な連携を図りながら、犯罪被害者等が置かれている現状への理解や、プライバシーの保護等犯罪被害者等を守る取組への理解を深めるための教育・啓発を行います。

また、犯罪被害者等が悩みを相談できる各種窓口の周知と利用促進を図ります。

(3) 具体的施策

ア. 犯罪被害者等への配慮に関する意識啓発

社会全体で犯罪被害者等を支援していくという気運を醸成し、市民一人一人が犯罪被害者等の人権に関する正しい理解と認識を深めるため、地域・職場等において各種研修会・講演会等を行います。

イ. 犯罪被害者等への支援活動の推進

県・市町村・司法機関・医療機関・民間団体等により組織している「島根県被害者支援連絡協議会」と連携を図りながら支援に努めます。また、犯罪被害者等からの相談については、「公益社団法人島根被害者サポートセンター^{*75}」や島根県女性相談センター内に設置された「性暴力被害者支援センターたんぽぽ^{*76}」等の各種相談窓口を市広報紙やホームページ等を通じて周知するなど利用促進を図ります。

9. 刑を終えて出所した人及びその家族

(1) 現状と課題

刑を終えて出所した人に真摯な更生意欲がある場合でも、地域社会に潜在する拒否的な差別感情により、就職や住居の確保に際して大きな障害が生じるなど、その社会復帰は厳しい状況にあります。また、刑を終えて出所した本人だけでなく、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。

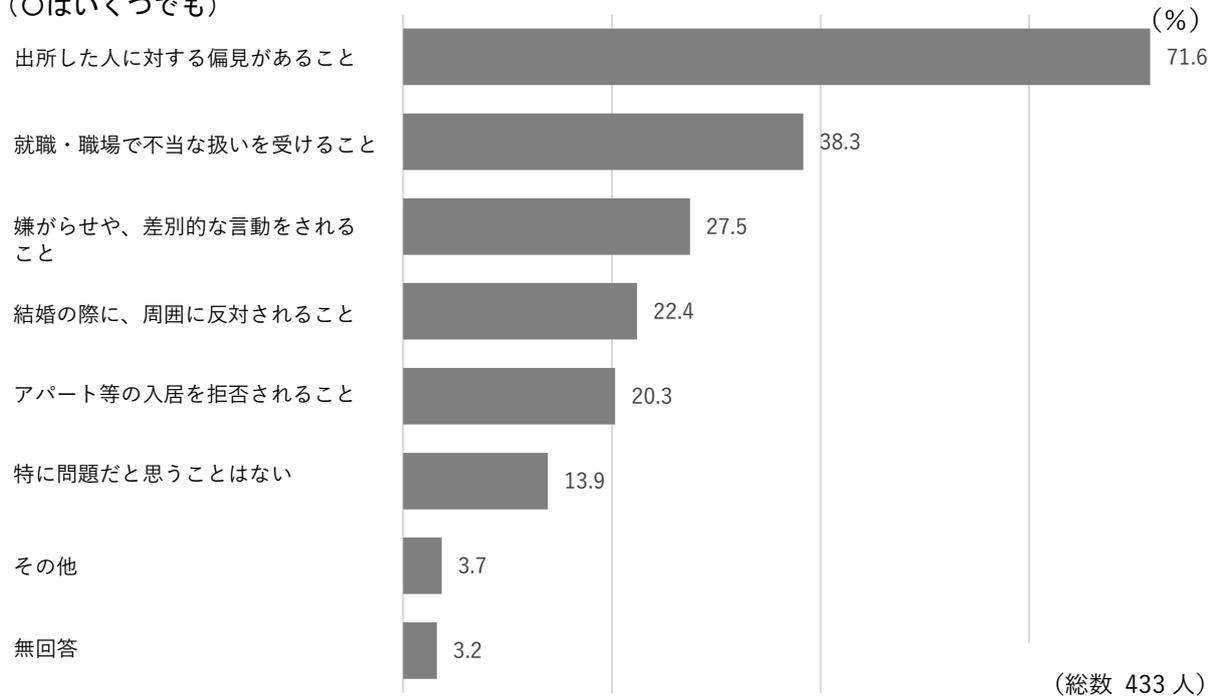
これらの状況を踏まえ、国は 2008（平成 20）年に策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008^{*77}」で、再犯防止対策の一環として刑務所出所者等の社会復帰支援を総合的に推進することとしました。また、2016（平成 28）年に制定された「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法^{*78}）」は、その目標において「犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進する」ことを掲げ、そのための施策を国、地方公共団体が進めることと定めました。刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑に生活を営むためには、本人の強い更生意欲や努力とともに、職場・地域社会等周囲の人々の理解と協力が求められます。

(資料) 人権問題に関する市民意識調査結果

刑を終えて出所した人の人権について

問 21. 刑を終えて出所した人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

(○はいくつでも)



■「出所した人に対する偏見があること」が7割強

刑を終えて出所した人の人権について、特にどのようなことが問題かと聞いたところ、「出所した人に対する偏見があること」が 71.6% (県 65.1%) で最も高い。次いで「就職・職場で不当な扱いを受けること」38.3% (県 36.8%)、「嫌がらせや、差別的な言動をされること」27.5% (県 23.3%) となっている。

(2) 施策の基本的方向

刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な社会復帰をするためには、社会全体の支援と市民一人一人の理解と協力が必要です。

刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向け、関係機関・団体と連携・協力して啓発に努め、温かく受け入れる地域社会づくりを進めます。

(3) 具体的施策

ア. 刑を終えて出所した人等に対する理解の促進

刑を終えて出所した人やその家族について、地域住民や事業者等の理解が進み、偏見や差別が解消されるよう、関係機関・団体等と連携・協力して啓発に努めます。

イ. 刑を終えて出所した人等の社会復帰に向けた支援

「浜田地区更生保護サポートセンター*79」「浜田地区保護司会」や保護司*80等と連携しながら、刑を終えて出所した人等の社会復帰に向け、就労先や住宅の確保等の支援を行います。

10. 性的指向と性自認等

(1) 現状と課題

恋愛又は性愛の対象がどういう性に向かうのかを示す概念である「性的指向」については、異性愛・同性愛等多様であり、また、自己の性別をどのように認識しているかを示す概念である「性自認」については、生物学的な性（からだの性）と自認する性（こころの性）が一致せず違和感を持っている人がいます。一般的には、「LGBT*81」等の言葉が用いられており、全体的に見れば少数派ということで、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人々を総称する言葉として、近年、次第に浸透してきました。民間企業が2019（令和元）年11月に全国の成人約42万人を対象に実施した統計調査によると、10.0%の人がLGBTのいずれかに該当するという調査結果が報告されています。しかし、我が国では、LGBT等に対して、社会的な認識・理解が進んでいないため、当事者は、性的指向と性自認等を理由とした偏見や差別、またそれを助長する興味本位の扱いを受け、そのことを理由とした解雇、賃貸住宅への入居拒否等、社会生活上の困難に遭遇するなど、様々な問題に苦しんでいます。そのため、当事者の多くは、公表（カミングアウト）を躊躇し、日常の社会生活を送る上でも周囲に知られることを恐れながら生活しているものと考えられます。

一方で、近年、欧米諸国やアジアにおいても同性婚や同性カップルに婚姻とほぼ同等の権利を認める国が徐々に増えているとともに、国内外でLGBT等であることをカミングアウトした人が、政治・スポーツ・芸術等様々な分野で活躍し、当事者で構成するNPO団体等が地道な活動を進めていることなどにより、社会において、少しずつではありますが、理解や共生の意識が広がっています。

我が国においては、2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法*82）」が施行され、一定の条件を満たした場合には、家庭裁判所の審判を経て戸籍の性別変更が認められることになり、2008（平成20）年には、その条件を緩和する法改正も行われました。また、性的指向と性自認等を理由とする差別の禁止や理解を促進する法案等の制定の動きが見られるほか、一部自治体にお

いては、性の多様性を尊重する条例の制定や、異性間の婚姻に相当する関係を自治体が認める「同性パートナーシップ制度」の運用等、独自に当事者を支援する動きも出てきました。

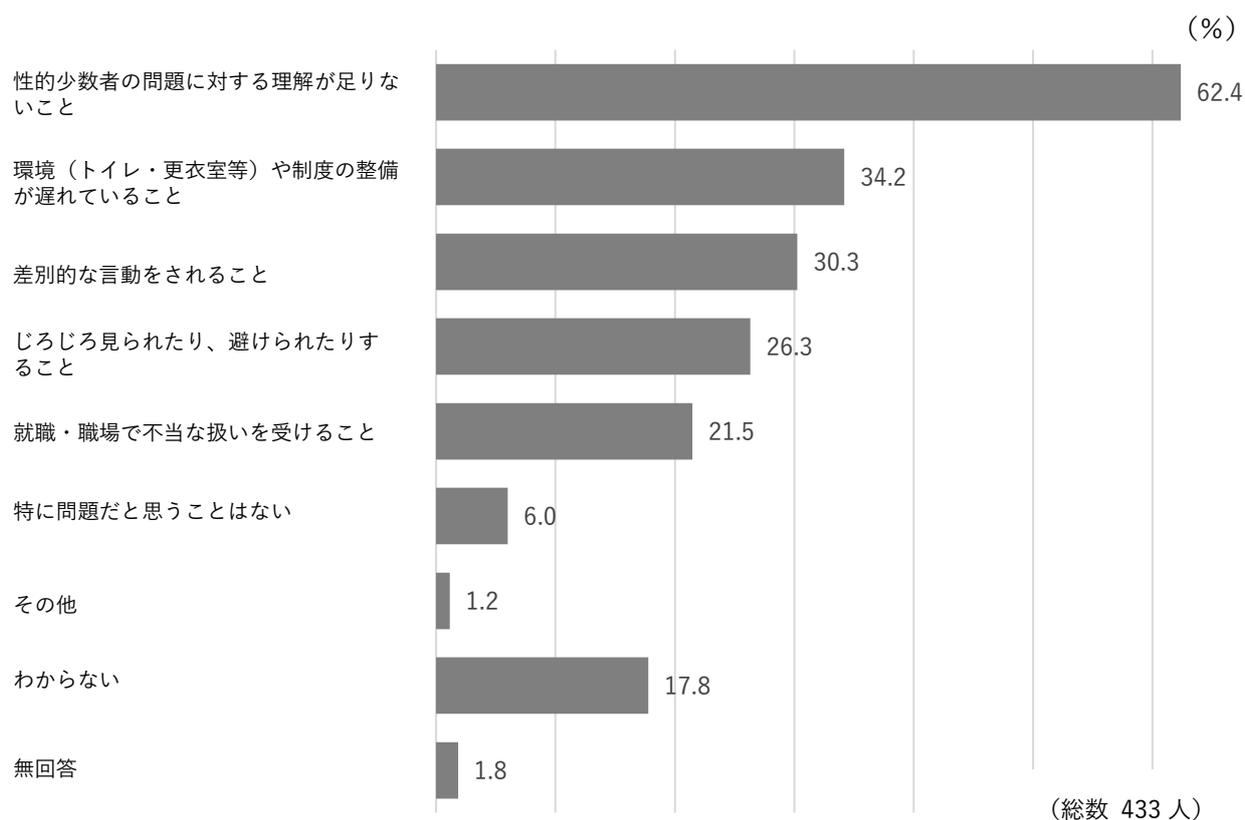
また、世界保健機関（WHO）は、2019（令和元）年1月、国際疾病分類の改訂版を約30年ぶりに採択し、「性同一性障害*83」を精神疾患の分類から除外し、性の健康に関する分野に加えました（2022（令和4）年1月施行）。

すべての人が等しく自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を目指し、日々の生活を送る上で生きづらさを感じることをないよう、当事者の要望に沿った施策の実施が求められています。

（資料）人権問題に関する市民意識調査結果

性的少数者の人権について

問23. 性的少数者（LGBT等）の人権について、特にどのように思いますか。（〇はいくつでも）



■「性的少数者の問題に対する理解が足りないこと」が6割強

性的少数者の人権について、特にどのようなことが問題かと聞いたところ、「性的少数者の問題に対する理解が足りないこと」が62.4%（県51.7%）で最も高い。次いで「環境（トイレ・更衣室等）や制度の整備が遅れていること」34.2%（県選択肢なし）、「差別的な言動をされること」30.3%（県38.5%）となっている。

(2) 施策の基本的方向

LGBT等に対する国際的な認識の変化や、国民の10人に1人がLGBTのいずれかに該当するなどの調査結果等を踏まえ、市民や教職員・市職員・事業者等が多様な性のあり方についての正しい知識を持ち、偏見・差別が解消されるよう、学校教育や社会教育において教育・啓発に取り組みます。

(3) 具体的施策

ア. 学校教育における取組

性的指向と性自認等について教職員が正しく理解した上で、児童生徒の理解を促し、そのことを理由としたいじめや差別を許さない生徒指導と人権教育を推進します。

また、校内相談体制を充実させ、LGBT等で悩んでいる児童生徒に対しては、「性同一性障害に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(2015(平成27)年4月30日文科科学省児童生徒課長通知)に基づいた配慮と組織的な支援を行います。

イ. 社会教育における取組

地域社会や職場において、LGBT等の人々が直面する課題を認識し、多様な性のあり方への理解を促すために、関係各機関や民間団体等と連携して、各種講演会や研修等の開催、啓発資料の配布等、広く市民への啓発を行います。

11. インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの普及により、情報発信や情報収集が容易となり、コミュニケーションの迅速性も急激に向上しました。しかし、インターネットの「公開性」「拡散性」「記録性」という特性が、掲載された情報の修正・消去や急激な拡散の防止等を困難にし、また、発信の匿名性を利用した誹謗中傷や、差別・偏見を助長する情報発信等、深刻な人権侵害が多数発生しています。特に同和問題に関しては、具体的な地名や実名を挙げての誹謗中傷が行われるなど、社会問題となっています。

また、近年、パソコンやスマートフォン等の急速な普及により、子どものネット依存が深刻な問題となっており、電子メール・SNS^{*31}等によるトラブルやいじめについても急増しています。

さらに、性的な画像等をその撮影対象者の同意なくインターネットの掲示板等に公表するいわゆるリベンジポルノにより、被害者が大きな精神的な苦痛を受ける被害も発生しています。

このような状況を受けて、国は、2002（平成 14）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法^{*84}）」を施行し、インターネット上での情報の流通によって人権侵害が発生した場合の、プロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めるとともに、2014（平成 26）年には、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法^{*85}）」が施行され、リベンジポルノ等の被害の発生や拡大防止が図られました。

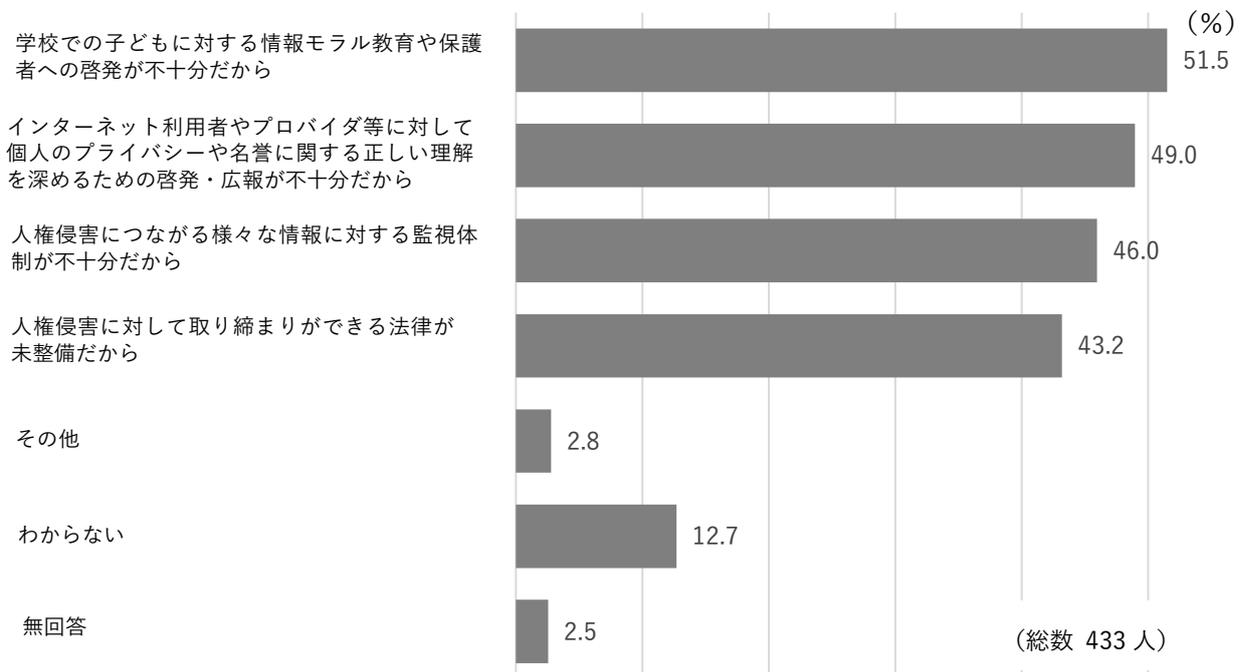
しかしながら、依然インターネット上の人権侵害は増加傾向にあり、法務省の発表によると、2019（令和元）年のインターネット上の人権侵害情報に関する事件数は、2017（平成 29）年に次いで過去 2 番目に多い件数（1985 件）を記録しました。

プロバイダ等の事業者による自主的な規制が求められるとともに、私たち一人一人が人権擁護の視点に立った情報モラルを身に付け、「インターネット上の誹謗中傷や差別的な発言は行わない」「同調しない」「拡散しない」といった身近な習慣を身に付けることが求められています。

(資料) 人権問題に関する市民意識調査結果

インターネットによる人権侵害について

問 22. インターネットによる人権侵害が起こっている原因は何だと思えますか。(〇はいくつでも)



■インターネットによる人権侵害の原因は4項目がいずれも4割超

インターネットによる人権侵害が起こっている原因について聞いたところ、「学校での子どもに対する情報モラル教育や保護者への啓発が不十分だから」が 51.5% (県 41.7%) で最も高い。次いで「インターネット利用者やプロバイダ等に対して個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための啓発・広報が不十分だから」49.0% (県 40.1%)、「人権侵害につながる様々な情報に対する監視体制が不十分だから」46.0% (県 43.8%)、そして「人権侵害に対して取り締まりができる法律が未整備だから」が 43.2 (県 42.4%) の順になっており、具体的な項目は県と同様すべて 4 割を超えている。

(2) 施策の基本的方向

市民一人一人が、人権擁護の視点に立った正しい知識を身につけ、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべきことなどの理解を深められるよう、学校・職場・地域等で様々な機会を通じて教育・啓発を推進します。

(3) 具体的施策

ア. 学校教育における情報モラル教育の推進

学習指導要領では、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科等の指導の中で身につけさせることとしています。その

中では、「人権、知的財産権等自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと」や「情報機器の使用による健康とのかかわりを理解すること」等が具体的な目標として示されています。

情報モラル教育を今後もさらに進め、「ネット依存」やSNS等による「ネットいじめ」を防ぐとともに、人権に配慮した情報発信の在り方を通して、児童生徒の規範意識や他者を思いやる心の育成に努めます。

イ. 社会教育における市民への啓発

総務省は 2020（令和 2）年 4 月に有識者会を設置し、「プロバイダ責任制限法」に基づく発信者情報の開示手続きの円滑化について検討を開始しています。今後、インターネット上で権利侵害情報を発信した場合、発信者が容易に特定されるようになると予想されます。何気なく発信した情報によって、「発信者」が「加害者」となり、そして「犯罪者」として糾弾されるような事態にならないよう、「プロバイダ責任制限法」について、市広報紙やホームページ等で積極的に周知します。

また、市民一人一人がインターネット上においても自らの発言に責任を持ち、常に相手の立場に立った情報発信を行えるよう、研修会・講演会等を通して意識啓発を行います。

12. 災害に伴う人権問題

（1）現状と課題

2011（平成 23）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、12 都道県で 2 万 2,000 人余の死者（震災関連死を含む）・行方不明者が発生し、発災から 3 日目のピーク時には全国で約 47 万人の避難者が発生しました。また、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上りました。他方で、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は 281 名、民生委員・児童委員の死者・行方不明者は 56 名に上るなど、多数の支援者も犠牲となりました。

避難所における「生活の質」にも課題が多く、水・食料・トイレ・暖房等は不十分で、狭い空間での生活によって、多くの被災者が体調を崩す恐れと隣り合わせの生活であり、特に女性・子ども・高齢者・障がい者等への配慮が必要であることが、改めて浮き彫りとなりました。

また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故では、避難され

た方々が、誤った認識やいわれのない偏見から、ホテルでの宿泊拒否やガソリンの給油拒否、避難先の小学校でのいじめ等の差別的な扱いを受ける事例が発生しています。

このような状況を受け、国は、2013（平成 25）年に「災害対策基本法^{*86}」を改正し、その中で「避難行動要支援者名簿^{*87}」の作成を市町村に義務付け、消防機関や民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に情報提供することで、避難行動要支援者の円滑な避難を促すとともに、「避難所の質の向上」を図るため、市町村が避難所運営に関して事前に取り組むべき事項や、災害発生時の対応における業務を取りまとめた「避難所運営ガイドライン^{*88}」を作成しました。また、防災対策の検討過程等における女性の参画の推進、避難所生活等における要配慮者の視点等を踏まえた対応等の取組もなされています。

近年、全国的に台風や局地的な集中豪雨に伴う風水害・土砂災害等の発生が相次いでおり、本市においても、2013（平成 25）年、2018（平成 30）年、2020（令和 2）年と、立て続けに 3 度の大規模な豪雨災害に見舞われ、それに伴う浸水や土砂災害等の被害が発生しました。今後もいつ発生するか予測できない大規模災害に備え、避難体制の整備をさらに進めるとともに、避難者の人権に配慮した避難所運営や、風評被害や差別の防止に係る人権教育・啓発活動を進める必要があります。

（2）施策の基本的方向

「災害対策基本法」及び「江津市地域防災計画」に基づき、避難に際して支援が必要な人が迅速・確実かつ円滑に避難できるよう「避難行動要支援者名簿」を活用した避難体制整備に努めます。また、「避難所運営ガイドライン」に基づき、人権に配慮した避難所運営に努めるとともに、風評被害や差別を防止するための人権教育・啓発活動を進めます。

（3）具体的施策

ア. 災害情報の伝達体制整備と手段の多重化・多様化

災害発生時にまず必要なのは、災害状況や避難に関する情報をできるだけ早く市民に伝えることです。特に、要配慮者に対してはできるだけ早く確実に避難情報を届け、一刻も早く安全な避難先へ誘導する必要があります。そのためには、「避難行動要支援者名簿」等を活用して、平常時から災害を焦点に置いて地域の居住者を把握しておくとともに、情報の伝達に配慮が必要な方（視覚・聴覚障がい者、日本語の理解が困難な方等）

への情報伝達について検討し、伝達手段の多重化・多様化を進めます。

イ. 避難所の運営体制の整備と人権への配慮

避難所の運営に際しては、「避難所運営ガイドライン」等を基本に、要配慮者や女性・子ども等への配慮を行うことはもとより、食料や日常生活用具・機器についても、それぞれの特性に配慮したものを確保し、避難所における占有場所の配置等についても検討を進めます。また、防災対策の検討過程や避難所運営等における女性の参画を進めるとともに、生活等における要配慮者の視点等を踏まえた対応を検討します。

ウ. 災害時の人権侵害防止のための教育・啓発活動

災害時の不確かな情報から生じる風評被害、災害転入者へのいじめや差別の問題等、災害時に発生する様々な人権問題を未然に防ぐため、平常時から市民一人一人が災害について考え、自らと周囲の人々の命を守る行動をとれるよう備えることはもとより、弱者への配慮や差別の防止についても自らのこととして捉え、行動できるよう、消防・防災関係機関や地元消防団・自主防災組織や市民団体等と連携しながら、研修や防災訓練・出前講座等を実施し、さらなる啓発に取り組みます。

13. 様々な人権問題

(1) アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣等、独自の豊かな文化をもった民族です。

しかし、過去の同化政策等により、伝統的生活を支えてきた狩猟・漁労が制限・禁止された上、アイヌ語の使用や独自の風習も禁止されるなど民族独自の文化が失われてきました。

国は、「アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現」を目的に、1997（平成 9）年に、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」を制定しました。しかし、この法律にはアイヌの人々が求めていた先住権等の「民族の権利」は盛り込まれず、文化振興に限定された内容との批判もありました。

そのような中、2007（平成 19）年に国連で「先住民族の権利に関する国際連合宣言（先住民族の権利に関する宣言^{*89}）」が採択されたことを受けて、翌年の国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、国は内閣府に「アイヌ政策推進会議」を設置して、新たなアイヌ政策の展開について検討しました。その結果、2019

(令和元)年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法^{*90})」が施行され、その中でアイヌの人々を「先住民」と明記するとともに、差別の禁止に関する基本理念を定め、施策の推進に関する国・地方公共団体の責務を規定しました。

この法律の趣旨にそって、アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

(2) ホームレス・生活困窮者の人権

ホームレスとは、定まった住居を持たず、都市公園・河川・道路・駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし日常生活を営んでいる、いわゆる野宿生活を余儀なくされている状況にある人々のことです。ホームレスになる理由は様々ですが、倒産・失業、病気・けが・高齢で仕事ができなくなったなどの経済的な原因が多数を占めており、また、多くの場合、健康で文化的な生活を送ることができない状態になっています。

国においては、ホームレスに対する暴行事件の頻発や地域社会との軋轢等、様々な社会問題が起きたことを発端に、2002(平成14)年、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援法^{*91})」を制定し、実情に応じた自立支援施策の策定と実施を国・地方公共団体の責務としました。また、この法律に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」により、就業機会や居住場所の確保等の総合的な取組を進めているところです。

また、ホームレスになる主な原因である「生活困窮」についても2015(平成27)年「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活の維持が困難になった者に対し、自立相談支援事業の実施をはじめ、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置が講じられています。

本市においても、高齢化の進展に伴い高齢者世帯が増加する中、失業を理由に生活保護を開始する生活保護受給世帯も増加しています。これらの世帯については、新たな職を見つけることが難しいために、受給期間の長期化や、自立意欲の低下傾向等が見られることもあります。特に、生活困窮者の場合、教育・生活保護・仕事・医療・年金等様々な問題が複雑に絡み合って本人自身も何が問題なのか分からなくなっている場合が多くあり、結果的に相談に行かないまま問題をより深刻化させてしまうケースもあります。

市民の安心な暮らしを保障するために、生活保護制度の運用だけではなく、その前の段階で包括的な相談支援体制の構築を図り、福祉施策と雇用施策が相まって、自立を支

援していくことが求められます。

ホームレスに対する誤解や偏見を解消するための教育・啓発活動を推進するとともに、生活困窮者対策に総合的に取り組み、生活困窮者の自立支援に努めます。

(3) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

現在、日本政府は北朝鮮に拉致された被害者として 17 名を認定し、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者 875 名（2020（令和 2）年 7 月現在）に関し情報収集や捜索・調査を継続しています。

国は、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006（平成 18）年 6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律*92」を施行し、拉致問題解決に向けての国及び地方公共団体の責務等を定めるとともに、毎年 12 月 10 日から同月 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と決めました。

拉致問題の解決は、我が国の喫緊の国民的課題であり、北朝鮮当局による人権侵害問題全般への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、本市においてもこの問題についての関心と認識を深めていく取組を推進します。

(4) 人身取引（トラフィッキング）

人身取引は、主に性的搾取や強制労働を目的として行われ、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する許されない行為です。

2000（平成 12）年に国連により採択された「国際組織犯罪防止条約人身取引議定書」第 3 条によると、「人身取引（トラフィッキング）」とは、「搾取」を目的とし、暴力等の「手段」を用いて、対象者を獲得するなどの「行為」をすることと定義されています。

国は、2004（平成 16）年に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置するとともに、「人身取引対策行動計画*93」を策定し、その後、2 度にわたる改定の中で、内閣官房長官と各閣僚から構成される「人身取引対策推進会議」の設置等、組織体制の整備や各種対策が進められました。

しかし、人身取引の手口は年々巧妙化・潜在化しており、国内における人身取引の検挙件数は毎年 40 件前後で推移していましたが、2019（令和元）年は 57 件と大きく増加しました。被害者の国籍については約 8 割が日本人であり、性別はすべて女性でした。

人身取引への無関心が人身取引を容易にし、被害を拡大させている現状を踏まえ、本市は、国・県等と連携しながら、人身取引防止のための広報・啓発に努めます。

(5) 自死をめぐる人権問題

自死は、その多くが経済・生活問題、健康問題、家庭問題等様々な要因が関係して心理的に追い込まれた末の死であると言われてしています。

我が国の自死者数は、2006（平成 18）年の「自殺対策基本法^{*94}」の施行により、「個人の問題」と認識されがちであった自死が「社会の問題」と認識されるようになり、総合的な対策の推進もあって、2010（平成 22）年から減少傾向となっています。

しかしながら、現在でも年間約 2 万人が自ら命を絶っており、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自死者数）は先進 7 カ国中でも高い水準を維持しており、依然として深刻な状態が続いています。

また、残された自死遺族が受ける精神的な苦痛は大きく、自責の思いとともに、周囲からの自死遺族に対する差別的な言動や偏見等により、悩みはさらに深まり、孤立してしまうこともあります。

このような状況を踏まえ、国においては 2016（平成 28）年に「自殺対策基本法」を改正し、自死対策を「生きることの包括的支援」と新たに位置づけ、各都道府県および市町村に「自死対策計画」の策定が義務化されました。

本市においては、2010（平成 22）年に江津市自死対策連絡協議会及び江津市庁内自死対策連絡会を設置し、庁内の関係部署及び関係機関等との連携を図りながら自死対策に取り組むとともに、2019（令和元）年 9 月には、「誰も自死に追い込まれることのない江津市の実現」を目指して「江津市自死対策総合計画」を策定しました。

この計画に基づき、様々な分野の関係機関との連携を図りながら、総合的な自死対策を推進していくとともに、自死遺族の苦しい思いが市民に正しく理解され、地域での孤立を防ぐよう啓発活動を推進します。

(6) プライバシー・個人情報

プライバシーを巡る問題は、基本的人権に関わる重要な問題であり、個人に関する情報は最大限に保護される必要があります。

近年、高度情報通信社会の進展に伴い、様々な情報の取得や利用等において利便性が向上する一方、企業等や行政が保有する顧客や住民の情報が大量に流出する事案が発生

しています。

本市は、2003（平成 15）年の「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法^{*95}）」成立に先立ち、2002（平成 14）年に「江津市個人情報の保護に関する条例」を定め、基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的に、個人情報の適正な取り扱いに必要な事項や、個人の権利利益の侵害防止を図ることなどを明記しました。

今後も、個人のプライバシーが尊重され、人権が守られる社会を構築するために、学校・地域・行政・企業等でのプライバシー・個人情報保護についての教育研修の機会の充実を図るなど、個人のプライバシー保護に関する知識の向上や人権意識を高める活動を積極的に支援します。

（7）迷信

古くから日本社会に存在する迷信や因習の中には、「ひのえうま」や「つきもの」等、非科学的で根拠がないにもかかわらず、それを理由とした差別や人権侵害が行われるものがあります。中でも「きつねもち」は、島根県特有の迷信として一定の地域にみられ、今もなお、差別意識が残されています。

同和対策審議会の答申は、「昔ながらの迷信、非合理的な偏見等が同和問題を存続させ、部落差別を支える根拠の一つである」と指摘しています。

根拠のない迷信に同調し偏見や差別を助長することがないように、啓発を推進します。

（8）日本に帰国した中国残留邦人とその家族

中国残留邦人とは、1945（昭和 20）年当時、中国の東北地方（旧満州地区）に居住していた開拓団等の日本人のうち、第二次世界大戦末期の混乱により、肉親と離別するなどの事情から終戦後も中国にとどまることを余儀なくされた人々で、帰国までに長期間を要したことから、多くの人々が言葉・生活習慣・就労等の面で様々な困難に直面することになりました。

日本に帰国した中国残留邦人とその家族について、正しい認識と理解を進める啓発を行います。

第3章 施策の推進

1. 全庁的な推進体制

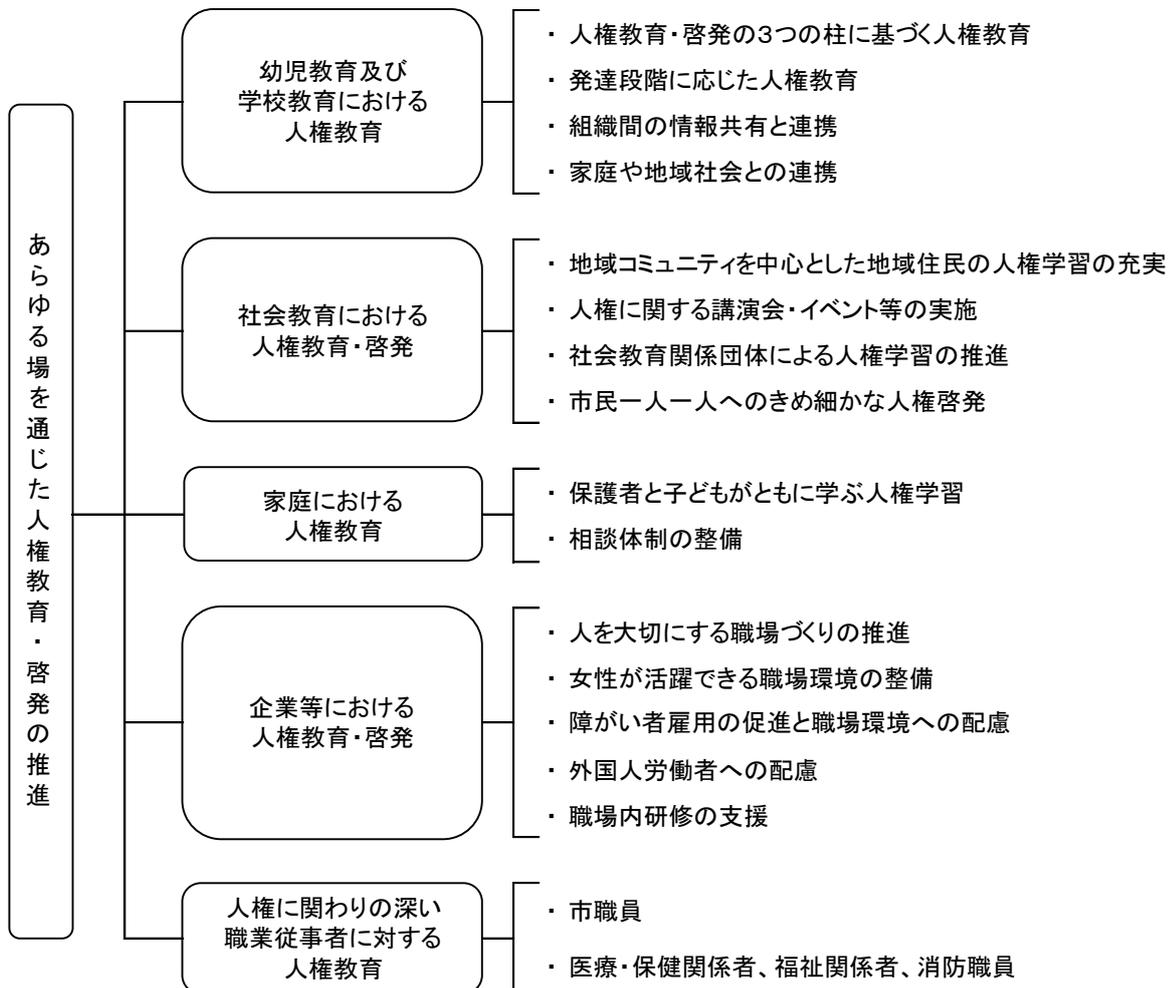
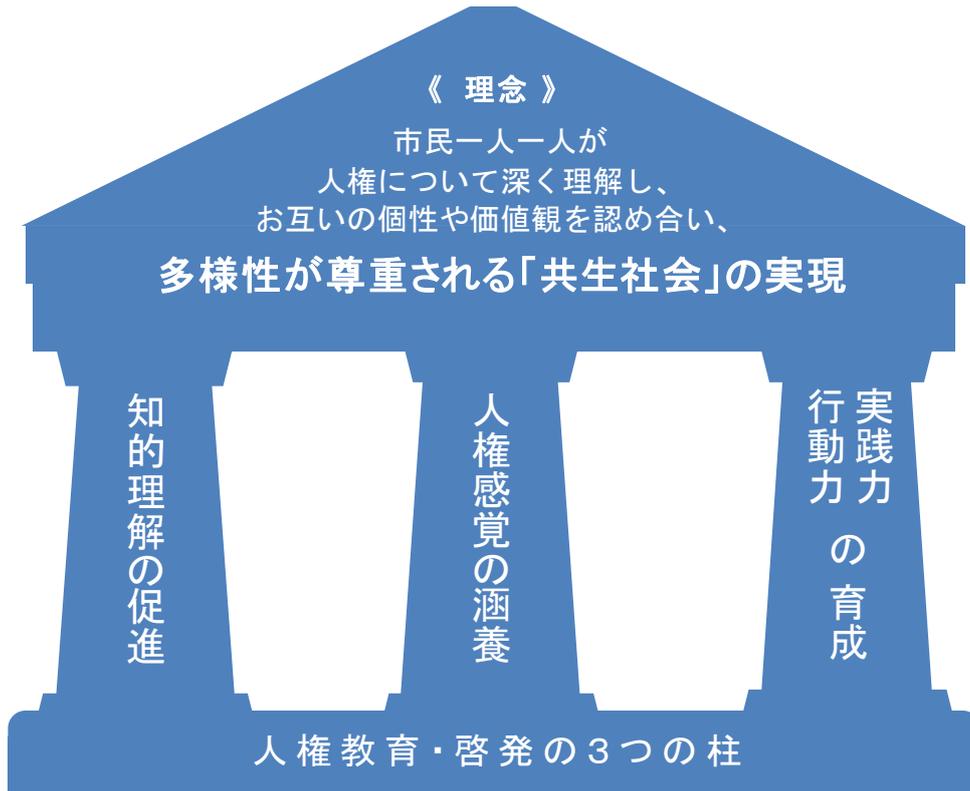
この「基本方針」の推進にあたっては、全庁的な推進組織である「江津市人権行政推進会議」における関係部署間の密接な連携のもとに、人権教育及び啓発を市政のあらゆる分野で推進していきます。

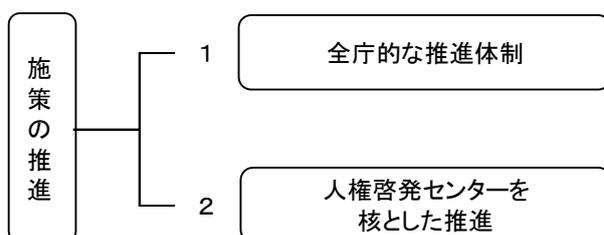
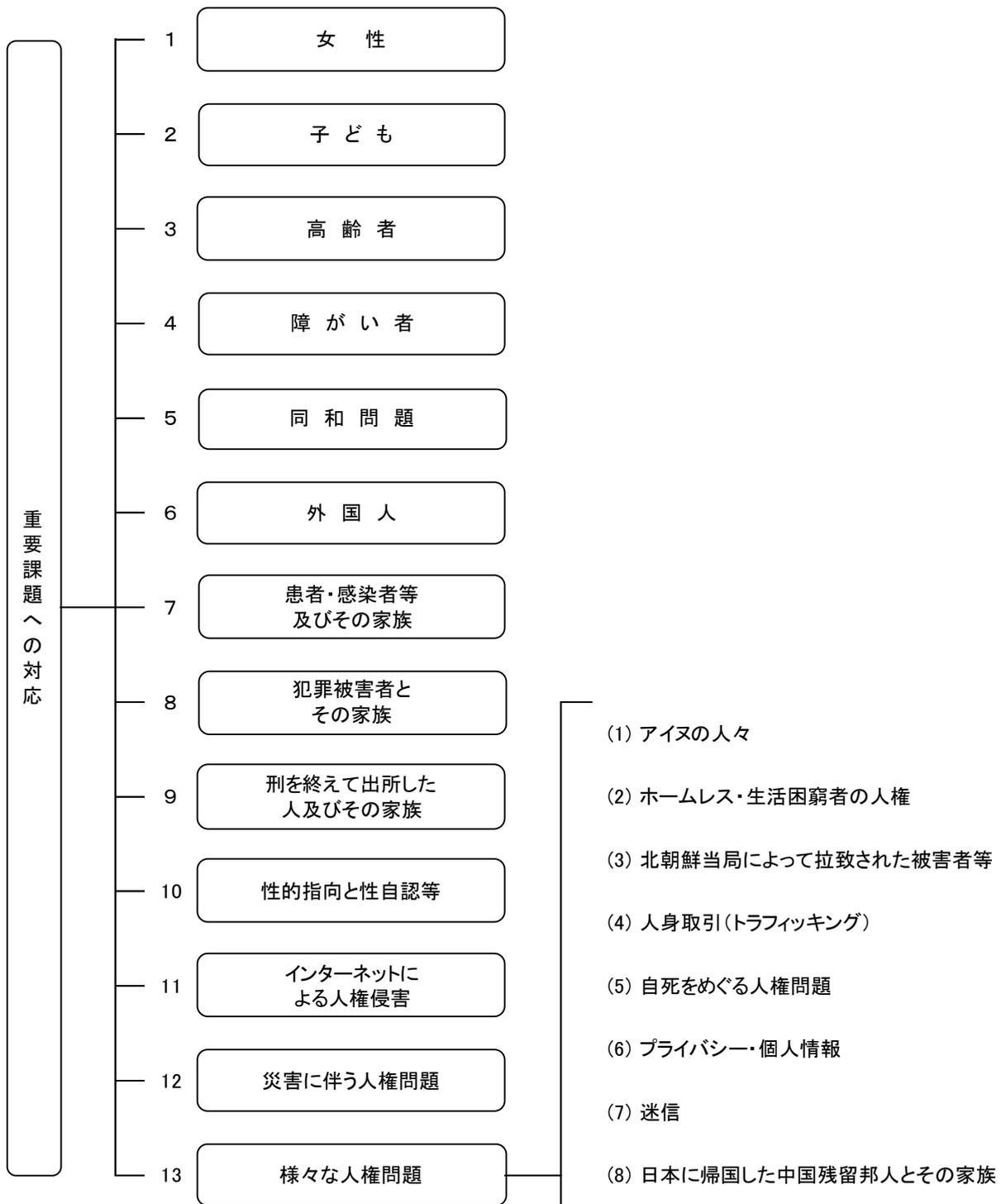
また、「江津市人権・同和教育推進協議会」の提言を取り入れながら、実効性のある施策を推進します。

2. 人権啓発センターを核とした推進

近年の国際化・高齢化・少子化・情報化・多様化等の社会の変化に伴い、人々の価値観や日常生活の様子も大きく変わり、人権問題も複雑化・多様化してきています。このような中、本市では、2004（平成16年）10月1日に、人権施策に関する窓口の一本化を図るため、「江津市人権啓発センター」を開設しました。今後も、このセンターを核として、人権教育・啓発資料の収集・提供や講演会・研修等を積極的に実施し、国・県・近隣市町をはじめ、各種関係団体・社会教育施設や市内事業所等との連携を進め、人権教育・啓発に取り組めます。

江津市人権施策推進基本方針の施策体系





用語解説

人権全般

*1 世界人権宣言

人権及び自由を確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもの。1948（昭和23）年12月10日に第3回国連総会（パリ）において採択された。前文及び30条の条文から成り、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしている（P85に掲載）。

*2 国際人権規約

世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、その内容を条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」の2つが採択され、それぞれを「社会権規約」「自由権規約」とも呼ばれる。1966（昭和41）年の第21回国連総会において採択され、1976（昭和51）年に発効し、日本は1979（昭和54）年に批准した。

*3 人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）

人権及び基本的自由の平等な享有を確保するため、あらゆる形態の人種差別（人種・皮膚の色・血統・民族・部族等の違いによる差別）を撤廃する政策等を、適切な方法により遅滞なくとること等を主な内容としている。1965（昭和40）年の第20回国連総会において採択され、1969（昭和44）年に発効し、日本は1995（平成7）年に批准した。

*4 世界人権会議

国連の主催によりオーストリアのウィーンで1993（平成5）年6月14日から同月25日にかけて開催された、人権に関する国際会議。冷戦終結後開催された最初の人権に関する国際会議であり、その成果は「ウィーン宣言及び行動計画」としてまとめられた。

*5 人権教育のための国連10年 1995（平成7）年～2004（平成16）年

人権教育の定義や基本目標、行動計画等を定めたもの。1993（平成5）年に世界人権会議において協議され、1994（平成6）年に国連により決議された、国連はこの中で、人権教育とは「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じて、「人権という普遍的な文化」を構築するために行う研修、普及、及び広報（情報提供）の努力」と定義し、下記の5つの基本目標を定めた。

1. ニーズの把握と戦略の形成
2. 国際社会、国際的な地域(regional)、国(national)、地方(local)の各レベルでの人権教育プログラムの立案とその強化
3. 人権教育教材の開発
4. マスメディアの役割強化
5. 「世界人権宣言」の普及

日本政府は、1995（平成7）年12月、内閣に「人権教育のための国連10年」推進本部を設置し、1997（平成9）年7月「国内行動計画」を策定した。

***6 人権教育のための世界計画（人権教育のための世界プログラム）2004（平成16）年～**

「人権教育のための国連10年」（1995（平成7）年～2004（平成16）年）の終了を受け、その後継の計画として、各国政府の人権教育に対する具体的努力の方向性を明確化し、より特定の領域に焦点化し、効果的な人権教育を継続して実施していくために、数年ごとの段階（フェーズ）を決め、その段階ごとに領域を定めた行動計画として策定されたもの。2004（平成16）年12月の第59回国連総会において採択された（日本は共同提案国）。この計画では、終了時限を設けずに5年毎の「フェーズ及び行動計画」を策定（当初3年毎の予定だったが、第1フェーズ計画が2年延長されて以降5年毎となった）することとしている。各フェーズは下記のとおり。

第1フェーズ（2005—2009）は、初等中等教育における人権教育の統合

第2フェーズ（2010—2014）は、高等教育における人権教育、並びにあらゆるレベルの教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍人を対象とした人権研修

第3フェーズ（2015-2019）は、第1及び第2フェーズの実施の強化並びにメディア専門家及びジャーナリストの人権研修の促進

第4フェーズ（2020—2024）は、人権教育を通じた青少年の強化

***7 持続可能な開発目標（SDGs, エス・ディー・ジーズ）**

2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を実現するための国際目標。17のゴール（P94に記載）及び169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

***8 仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約**

仕事の世界における暴力とハラスメントの問題を扱う初の国際労働基準。第108回国際労働機関（ILO）総会で2019（令和元）年6月21日採択（発効日は2021（令和3）年6月25日）。仕事の世界における暴力とハラスメントを、人権の侵害あるいは虐待の一形態と位置づけ、機会均等に対する脅威であり、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）と両立せず、容認できないものであるとしている。また、家庭内暴力が仕事に影響を及ぼす恐れについても記載している。

***9 労働施策総合推進法（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）**

1966（昭和41）年7月21日に施行された「雇用対策法」を前身とし、2018（平成30）年の改正で現在の名称に変わり、労働条件政策や労働人権政策が大量に追加された。その後、2019（令和元）年の改正（2020（令和2）年6月1日施行）により、以下の条項が盛り込まれ、パワーハラスメント対策が事業主の義務と位置付けられた（中小事業主は2022（令和4）年4月1日から義務化）。

第30条の2 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害される

ことのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

***10 人権教育・啓発推進法（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律）**

人権の擁護に資することを目的に、人権教育・啓発の推進に係る国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、国による基本計画の策定、毎年の国会における年次報告、財政上の措置等、必要な措置を定めた法律。2000（平成 12）年 12 月に施行された。また、2002（平成 14）年 3 月には、同法第 7 条の規定に基づき、法務省及び文部科学省が中心となって、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、国の人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進施策についての指針が示された（P93 に全文掲載）。

女性

***11 女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）**

女子差別の撤廃を定めた多国間条約。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。前文及び 30 か条から成り、「女子に対する差別」を定義するとともに、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために、教育の分野も含めて必要な措置をとることを求めている。1979（昭和 54）年の第 34 回国連総会において採択され、1981（昭和 56）年に発効し、日本は 1985（昭和 60）年に批准した。

***12 ジェンダーギャップ指数（男女格差指数）**

各国の男女間の格差を数値化しランク付けしたもの。世界経済フォーラムが経済・教育・保健・政治の 4 分野について、合計 14 の指標の男女差を算出し、2006（平成 18）年より毎年発表している。

***13 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）**

企業の事業主が募集・採用や配置・昇進・福利厚生、定年・退職・解雇にあたり、性別を理由にした差別を禁止すること等を定めている。1985（昭和 60）年に制定され、1986（昭和 61）年に施行された。各種差別禁止の項目の多くは努力規定だったが、1999（平成 11）年の改正により禁止規定となった。また、2007（平成 19）年の改正では出産・育児等による不利益取扱いの禁止や、1999（平成 11）年の改正で規制されていなかった男性に対する差別、さらにはセクシュアルハラスメントの禁止等が規定された。2017（平成 29）年の改正では、マタニティハラスメントに対する禁止規定が制定された。2020（令和 2）年 6 月 1 日から改正法が施行され、職場のパワーハラスメント防止措置が義務づけられた（ただし、中小企業では、2022（令和 4）年 3 月 31 日以前は努力義務）。

***14 国籍法**

日本国民（日本国籍の所有者）たる要件を定めるために制定された法律。1950（昭和 25）年に公布・施行された。

***15 男女共同参画社会基本法**

1999（平成 11）年 6 月に公布・施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度または慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調の 5 つを掲げている。この基本理念にのっとり国及び地方公共団体が果たすべき役割や財政措置、政府の国会における年次報告義務等を定めている。

***16 ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）**

ストーカー行為を処罰する等必要な規制を行うとともに、その対象者に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止することを目的とする法律。「桶川ストーカー殺人事件」を契機に議員立法され、2000（平成 12）年 11 月 24 日に施行された。その後、2013（平成 25）年及び 2016（平成 28）年の改正で、禁止命令等の制度の見直しや、電子メール・SNS メッセージの連続送信等の規制・罰則の見直しが行われた。

***17 DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）**

配偶者からの暴力に係る通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止、及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。2001（平成 13）年 4 月 13 日公布、同年 10 月 13 日施行（一部は翌年 4 月 1 日施行）。2013（平成 25）年の改正で、生活の本拠を共にする交際関係にある相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）からの暴力及びその被害者についても準用することとされた。

***18 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）**

働きたい女性が活躍できる労働環境の整備を企業に義務付けることで、女性が働きやすい社会を実現することを目的として、2015（平成 27）年 8 月に 10 年間の時限立法として成立し、同年 9 月に施行された。国・地方公共団体及び 301 人以上の大企業に（1）自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、（2）その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、（3）自社の女性の活躍に関する情報の公表、行動計画の届出を義務付けた（300 人以下の中小企業は努力義務）。また、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができ、認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品等に付することができる。2019（令和元）年の改正で、新たに特例認定制度「プラチナえるぼし」が創設されるとともに、情報公表項目が追加され、行動計画の策定義務が 101 人以上の事業主に拡大（2022（令和 4）年 4 月 1 日施行）されることになった。

***19 ジェンダーハラスメント**

性に関する固定観念や差別意識に基づく嫌がらせを指し、女性又は男性という理由のみで性格や能力の評価や決め付けを行うこと。広義のセクシュアルハラスメントとされる。

*20 ポジティブアクション

社会的、構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。主に、仕事に対する意欲の高い女性を積極的に登用し、能力を発揮できる環境や機会を提供する等、企業の自主的な取組みや制度を表す場合に用いられる。

*21 教育基本法

1947(昭和 22)年に公布・施行された旧教育基本法を 2006(平成 18)年に全部改正したもの。
第 2 条 (教育の目標) に「男女平等」が新たに盛り込まれた (P90 に全文掲載)。

子ども

*22 子どもの権利条約 (児童の権利に関する条約)

子どもの基本的な人権を国際的に保障するために定められた条約。18 歳未満の児童 (子ども) を、「権利を持つ主体」と位置づけ、大人と同様一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。前文と本文 54 条からなり、子どもの「生存」「発達」「保護」「参加」という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定している。1989 (平成元) 年の第 44 回国連総会において採択され、1990 (平成 2) 年に発効した。日本は 1994 (平成 6) 年に一部 (第 37 条(C)) を留保して批准した。

「第 37 条(C)」条文

「自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童 (18 歳未満) は、成人 (18 歳以上) とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。」

日本の「第 37 条(C)」の留保について

「日本国は、児童の権利に関する条約第 37 条(C)の適用に当たり、日本国においては、自由を奪われた者に関しては、国内法上原則として 20 歳未満の者と 20 歳以上の者とを分離することとされていることにかんがみ、この規定の第 2 文にいう「自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離される」に拘束されない権利を留保する。」

*23 児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるよう努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護され」なければならないとし、この原理を実現するための国及び地方公共団体の責任、児童福祉司等の専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。1947 (昭和 22) 年、新憲法下の第一特別国会で制定され、社会の変化に応じて改正が繰り返されている。1997 (平成 9) 年の改正では、親の希望による保育所の選択、年齢に応じた保育費の均一化 (保護者の収入等個別

事情を加味しない)等が盛り込まれ、2016(平成28)年の改正では、(1)児童福祉法の理念の明確化等、(2)児童虐待の発生予防、(3)児童虐待発生時の迅速・的確な対応、(4)被虐待児童への自立支援の4点について大幅な改正が行われた。また、2019(令和元)年の改正では、児童虐待防止対策の強化を図るため、親による体罰の禁止、児童相談所の機能強化等に関する規定が整備されている。

***24 児童憲章**

1951(昭和26)年5月5日に中央児童福祉審議会の提案により制定された、日本における児童福祉の基本精神を明示した憲章。前文・総則・本則12条からなる。

***25 児童買春・児童ポルノ禁止法(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律)**

1996(平成8)年にストックホルムで開催された「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」において、日本が東南アジアにおける子ども買春の加害者、及び子どもポルノの生産地として国際社会からの強い非難をあげ、日本国内においては援助交際が社会問題化していたことから、1999(平成11)年5月18日に議員立法によって成立した法律。翌年5月26日に公布、同年11月1日に施行された。2014(平成26)年の改正で、法律の題名を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」とし、児童ポルノの定義の厳密化、性的搾取及び性的虐待に係る行為の禁止、児童ポルノの製造・所持を禁止・処罰すること、インターネット事業者への捜査協力等について規定された。

***26 出会い系サイト規制法(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律)**

出会いサイトの利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護することを目的に、出会い系サイト等の運営者及び保護者、国及び地方公共団体の責務等を定めた法律。2003(平成15)年6月13日に公布され、同年9月13日から順次施行された。児童を性交の相手方となるよう誘引する行為の禁止や、児童による出会い系サイトの利用を防止するための義務等について規定されたが、その後も被害が増加したため、2008(平成20)年の改正で出会い系サイト事業者への規制強化や、事業者や保護者によるフィルタリング等が義務化された。

***27 青少年インターネット環境整備法(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律)**

青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置や、有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、有害情報の閲覧機会を少なくするための措置等を定めた法律。インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況に鑑み、2008(平成20)年6月11日に可決・成立し、翌年4月1日に施行された。青少年のインターネット利用に関し、保護者の義務(フィルタリングソフトウェアの利用やインターネットの利用の適切な管理等)及び携帯電話インターネット接続役務提供事業者の義務(18歳未満が契約・使用する場合は、フィルタリングの導入を条件とすること等)を明記している。

***28 児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）**

18歳に満たない者を「児童」とし、「児童虐待」の定義を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、児童福祉関係者の児童虐待早期発見義務、発見者の児童相談所への通告義務、保護者への出頭要求や立入調査、虐待を受けた児童等への支援、児童虐待を行った保護者への指導等が定められている。2020（令和2）年の改正により、児童のしつけに際して体罰を禁止する条項が加わった。

***29 いじめ防止対策推進法**

いじめへの対応と防止について学校や行政等の責務を規定している。2011（平成23）年に発生した「大津市中2いじめ自殺事件」が契機となり、2013（平成25）年6月21日に与野党の議員立法によって成立し、同月28日に公布、同年9月28日に施行された。「いじめ」を定義し、学校設置者及び学校のいじめ防止に関する措置（道徳教育等の充実、早期発見のための措置、相談体制の整備、インターネットを通じて行われるいじめへの対策等）を明確化するとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策（いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、調査研究の推進、啓発活動等）を定め、「重大事案」の定義と対処の指針についても定められている。

***30 子どもの貧困対策法（子どもの貧困対策の推進に関する法律）**

日本の子どもの貧困率はOECD加盟国の中でも高い水準となっており、特にひとり親世帯の貧困率はOECD加盟国中最も高い水準である。この状況を踏まえ、子どもの貧困に関する指標を把握し、子どもの貧困率削減の数値目標を定め、目標実現のための経済的・教育的支援を講ずる義務を国及び地方公共団体に課す法律が、2013（平成25）年6月19日に国会で成立し、同月26日公布、翌年1月17日に施行された。その後、2019（令和元）年の改定で、市区町村の「子どもの貧困対策についての計画」策定（努力義務）等が追加された。

***31 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）**

インターネット上で交友関係を構築するWebサービスのひとつ。誰でも参加できる一般的な掲示板やフォーラムとは異なり、すでに加入している人からの紹介で参加できる。趣味・職業・居住地域等を同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

***32 江津市要保護児童対策地域協議会**

虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図り、かつ、その家庭を支援するため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくための組織。2004（平成16）年の児童福祉法改正により、地方公共団体への設置が規定された。本市においては2005（平成17）年に設置した。現在は、江津市子ども・子育て会議委員が江津市要保護児童対策地域協議会委員を兼務しており、(1)識見を有する者、(2)福祉・保健・医療及び教育に関する団体又は機関の推薦を受けた者、(3)子どもの保護者、(4)その他市長が必要と認める者によって構成される。

***33 江津市子育てサポートセンター（NPO法人ちゃいるどりーむ）**

「江津市次世代育成支援行動計画」に基づき、次代を担う子どもたちや子育て家庭に対して交流・支援等の事業を行い、子育て家庭、地域、行政が一体となった子育て支援の推進に寄与する

ことを目的として、2005（平成 17）年に江津保健センター内に設立。2012（平成 24）年からは運営を「NPO法人ちやいるどりーむ」に委託し、子育て総合相談窓口でのアドバイスやファミリーサポートセンター事業、子育て中の親子が集う場の提供等、子どもの育ちや保護者の支援を行っている。2016（平成 28）年 8 月からは、江津駅前の江津ひと・まちプラザ「パレットごうつ」内に移転し活動している。

***34 保育所保育指針**

保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容等保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について定めたもの。1965（昭和 40）年に策定されて以降数度の改定を経て 2018（平成 30）年改定版が本基本方針策定時点で最新のもの。全国の保育所はこの指針に基づき、子どもの健康・安全を確保しつつ、子どもの一日の生活や発達過程を見通し、それぞれの保育の内容を組織的・計画的に構成して保育を実施する。

***35 幼保連携型認定こども園教育・保育要領**

幼保連携型認定こども園の、教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めたもの。2014（平成 26）年 4 月に内閣府・文部科学省・厚生労働省共同告示により公示し、2015（平成 27）年 4 月に施行した。「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」との整合性を保ち、小学校における教育との円滑な接続に配慮して策定されている。

高齢者

***36 ゴールドプラン（高齢者保健福祉推進 10 か年戦略）**

1989（平成元）年に策定された、高齢者保健福祉の推進を目的とした 10 か年計画。本計画により、在宅福祉事業が数値目標をもって積極的に進められることとなり、本計画を円滑に推進するため、1990（平成 2）年に老人福祉法等が改正され、全市町村及び都道府県が「老人保健福祉計画」を策定することが義務づけられた。これらにより、市町村において、在宅サービスと施設サービスが一元的かつ計画的に提供できるような体制が整えられた。さらに、全国の地方公共団体で作成された老人保健福祉計画の内容を踏まえて、1994（平成 6）年には、計画の内容を見直して一層の充実を図る「新・高齢者保健福祉推進 10 か年戦略（新ゴールドプラン）」が策定された。

***37 介護保険法・介護保険制度**

1990 年代に入り、高齢者保健福祉の基盤整備が強化されたが、我が国における急速な高齢化の進展に伴い、寝たきりの高齢者増加、介護ニーズの増大が見込まれる一方で、核家族化の進展等による家族の介護機能が低下し、高齢期の介護が家族にとって身体的・精神的に大きな負担となってきた。このことを踏まえ、高齢者の介護の問題を一部の限られた問題としてとらえるのではなく、国民皆で支える仕組みとして、1997（平成 9）年に介護保険法が成立し、2000（平成 12）年 4 月から介護保険制度が施行された。被保険者を 65 歳以上の「第 1 号被保険者」と、40 歳から 64 歳までの医療保険加入者である「第 2 号被保険者」に分け、第 1 号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができ、第 2 号被保険者は、加齢に伴う疾病が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受

けることができる。保険者は市町村と特別区(広域連合を設置している場合は広域連合)であり、介護サービス費用の9割(所得によっては8割、7割)を給付するとともに、第1号被保険者の保険料を徴収し、介護保険財政を運営している。財源は公費5割、保険料5割。

***38 成年後見制度**

認知症・知的障害・精神障害等によって判断能力が十分でないために、財産管理や契約・遺産分割協議等における判断が困難な人を保護・支援する制度。「法定後見制度」と「任意後見制度」に分かれており、「法定後見制度」においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自ら法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることができる。

***39 高齢者虐待防止法(高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)**

近年、介護保険制度の普及・活用が進む一方、高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が、家庭や介護施設等で表面化し、社会的な問題となったことから、これを防止する目的で2005(平成17)年11月1日に国会において議員立法で可決・成立し、翌年4月1日から施行された。65歳以上の者を「高齢者」と定義し、「高齢者虐待」を「養護者による虐待」と「養介護施設従事者による虐待」に分け、この法律に規定する5種の虐待(①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待)を防止するための国・地方自治体及び国民の責務や役割等を定めている。

***40 地域包括ケアシステム**

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。市町村においては、団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年に向けて、3年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じて、地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築していくこととされている。

障がい者

***41 ノーマライゼーション**

高齢者や障がい者が他の人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備・実現を目指す考え方。従来の福祉活動で行なわれてきた、社会的弱者を社会から保護・隔離する傾向を反省し、すべての障がい者の日常生活の様式や条件を、通常の世界環境や生活様式に可能な限り近づけることを目指す。また障がい者が自己を確立し、社会的価値のある役割をつくりだし、それを維持できるよう援助していくことも大切であるとされる。日本では、1981(昭和56)年の国際障害者年をきっかけに認知され始めた。

***42 障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)**

障がい者の尊厳を守るために、2011(平成23)年6月17日に成立し、同月24日に公布され、翌年10月1日から施行された。障がい者に対する虐待の禁止、国及び地方公共団体の責務や役

割、発見者の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めている。

***43 障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）**

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。前文及び 50 条からなり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセス等、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組を締約国に対して求めている。障がい者に関する初めての国際条約で、2006（平成 18）年に国連総会において採択され、2008（平成 20）年に発効した。日本は 2014（平成 26）年に批准した。

***44 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）**

国連の「障害者の権利に関する条約」締結に向けた国内法制度の整備の一環として、2013（平成 25）年 6 月に制定され、2016（平成 28）年 4 月 1 日から施行された。全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

***45 合理的配慮**

障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人一人の特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。「障害者差別解消法」及び「障害者雇用促進法」により規定された。

***46 障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）**

障がい者の職業の安定を図ることを目的とする法律。障がい者に対し職業生活における自立を実現するための職業リハビリテーション推進について、また事業主が障がい者を雇用する義務（障がい者雇用率（法定雇用率）に相当する障がい者の雇用義務）をはじめ、差別の禁止や合理的配慮の提供義務等を定めている。1960（昭和 35）年に制定された「身体障害者雇用促進法」に、知的障がい者も適用対象に加えて 1987（昭和 62）年に名称変更された。1997（平成 9）年に知的障がい者の雇用義務を加え、2006（平成 18）年に精神障がい者及び短時間労働者も対象とし、2016（平成 28）年には「障害者権利条約」の批准や関係法制の変化により、障がい者差別禁止規定や合理的配慮の概念が導入されたほか、2018（平成 30）年には法定雇用率の算定基礎に、精神障がい者を加える改正法が施行された。

***47 あいサポート運動**

様々な障がいの特性や障がい者が困っていること、それぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を一緒につくっていくことを目的とした運動。2009（平成 21）年 11 月に鳥取県で始まり、その後全国に広がった。2011（平成 23）年 4 月からは島根県も取り組んでいる。障がい者の手助けをする意欲のある「あいサポーター」が「あいサポートバッジ」を日常的に身に付け、障がい者が気軽に手助けを求められるようにするとともに、共生社会実現にむけての意識醸成と「あいサポート」の輪を広げる運動を行う。

***48 インクルーシブ教育システム (inclusive education system)**

障がいのある人と障がいのない人が、同じ場で共に学ぶことを追求し、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点における最も確かな指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みのこと。「障害者権利条約」によると、「人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がい者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み」とされている。また、「障がい者が一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」(reasonable accommodation)が提供されること等が必要」とされている。

***49 ユニバーサルデザイン**

年齢・性別・身体的状況・国籍・言語・知識・経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを指す概念。アメリカ合衆国のノースカロライナ州立大学教授ロナルド・メイスにより提唱され、デザイナーへの指針として、以下の「7つの原則」を提案している。

- (1) 公平に利用できること、
- (2) 使用にあたり柔軟性があること
- (3) 使い方が簡単でわかりやすいこと
- (4) 必要な情報がすぐに理解できること
- (5) 使い方を誤っても危険につながらないこと
- (6) 無理な姿勢をとることなく楽に使えること
- (7) 接近して操作しやすい寸法や空間になっていること

***50 バリアフリー**

高齢者や障がい者が支障なく自立した日常生活・社会生活を送れるように、物理的・心理的・社会制度・情報の障壁 (バリア) をすべて除去すること。日本では 1970 (昭和 45) 年代半ばから福祉的な取り組みとして進められ、段差をなくした道路やエレベーター付きの駅ホーム、車椅子でも使いやすい公共施設や乗り物のほか、風呂や廊下に手すりを付けたり、戸口を広くするなど工夫をした住宅等が普及するようになった。また 1993 (平成 5) 年策定の「障害者対策に関する新長期計画」にはバリアフリー社会の構築を目指すことが明記され、2000 (平成 12) 年、バリアフリーに関する関係閣僚会議が設置された。2006 (平成 18) 年には「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー新法)」が施行。近年では、障がい者政策にとどまらず、すべての国民が安全・快適に過ごせる社会構築のための基本的な理念となっている。

***51 ユニバーサル社会実現推進法 (ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律)**

障がいの有無・年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する「ユニバーサル社会」の実現を目的とした法律。障がい者・高齢者に対する社会的障壁の除去、あらゆる分野における

活動への参画機会確保、安全・安心な生活環境、円滑な情報取得及び利用環境、利用しやすい施設・製品等により、自立した日常生活及び社会生活が確保されるようにするための諸施策を定めている。2018（平成 30）年 12 月 14 日公布・施行。

同和問題

*52 同和对策審議会答申

1960（昭和 35）年に総理府の附属機関として設置された同和对策審議会が、内閣総理大臣から受けた「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての諮問に対し、1965（昭和 40）年 8 月 11 日に提出した答申。わが国の同和对策の原点であり、日本政府が「部落問題の解決を国策として取り組む」ことを確認した、歴史的にも価値のある文書。部落差別の解消は「国民的な課題」であり、「国の責務である」と明記し、同和問題を「現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され」「もっとも深刻にして重大な社会問題である」と捉えている。

また、部落差別が

1. 日本社会で作られ、温存されてきたこと
 2. 客観的に存在していること
 3. 永久に未解決のものではなく、必ず解決するが自然になくなるものではないこと
 4. 「心理的差別」と「実態的差別」が相互に因果関係を保っていること
- などを明らかにした。

*53 同和对策事業特別措置法

同和问题解決のために初めて国及び地方公共団体の責務を定めた法律であり、1969（昭和 44）年に公布・施行された（10 年間を期限とする時限立法）。同和地区住民に対する不当な差別と偏見を排除し、社会的・経済的地位の向上をはばむ諸要因を解消することを目的とし、地区内の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、地区住民の職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図るなどの措置を規定した。1982（昭和 57）年 3 月に失効。同年 4 月「地域改善対策特別措置法」が制定されたが、1987（昭和 62）年 3 月に失効。同年 4 月「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（通称「地対財特法」）」に引き継がれた。同法は 1992（平成 4）年に 5 年間延長され、1997（平成 9）年 3 月に失効を迎えたが、同年 4 月に残事業処理のため 5 年間の財政上の特別措置をとる再改正法が施行された。その後 2002（平成 14）年 3 月に失効したことにより、特別対策としての同和对策事業はすべて終了した。

*54 部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）

部落差別の解消を推進するための法律。部落差別の解消については、1969（昭和 44）年に制定した「同和对策事業特別措置法」に基づき、生活環境の改善等に努めてきたが、2002（平成 14）年にその役割を終えて同法が失効した後、同和对策事業や人権擁護に関する法律が制定されなかった。2016（平成 28）年 5 月に自民党・公明党・民進党の議員が第 190 回国会に共同提案し、12 月の第 192 回国会で成立、同月 16 日より公布・施行された。部落差別が現存することを明記し、その解消のための国及び地方公共団体の責務と、国の施策（相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査）の推進等について規定している。罰則のない理念法であるが、「現

在もなお部落差別が存在する」こと、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であるとしている。

***55 本人通知制度**

住民票の写しや戸籍等を、本人等からの委任状を持参した代理人や第三者に交付した場合に、市に事前に登録した人に対してその交付した事実を通知する制度。住民票の写しや戸籍等の不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的としている。本市は 2020（令和 2）年 1 月から運用を開始している。

***56 就職差別につながる主要 14 項目**

厚生労働省が掲げる「公正な採用選考の基本」に規定された、採用選考時に配慮すべき就職差別につながる質問事項。①本籍・出生地、②家族に関すること、③住宅状況、④生活環境・家庭環境等、⑤宗教に関すること、⑥支持政党、⑦人生観・生活信条等、⑧尊敬する人物、⑨思想、⑩労働組合・学生運動等社会運動に関すること、⑪購読新聞・雑誌・愛読書等、⑫身元調査等の実施、⑬全国高等学校統一応募用紙・JIS 規格の履歴書（様式例）に基づかない事項を含んだ応募書類（社用紙）の使用、⑭合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施の 14 項目について応募用紙に記入させる・面接時に尋ねる・作文を課す等によって把握することや⑫～⑭を実施することは、就職差別につながるとしている。

外国人

***57 難民条約（難民の地位に関する条約）・難民の地位に関する議定書**

第二次世界大戦後、国連加盟国の中で、難民問題、特に難民の基本的人権保障に対する意識が高まり、難民の保護を保障し、問題を解決するためには国際的な協調と団結が大切であるという認識に基づいて、1951（昭和 26）年 7 月に開催された外交会議で採択された条約であり、日本は 1981（昭和 56）年に加入した。1967（昭和 42）年 1 月 31 日に採択された「難民の地位に関する議定書」は、1951（昭和 26）年の条約にあった地理的・時間的制約を取り除いたもので、日本は 1982（昭和 57）年に批准した。通常、この二つをあわせて「難民条約」と呼ぶ。「難民」を定義し、難民に国内制度上の諸権利と保護を与えることや、難民に対する人道支援や社会保障、帰化等について規定するとともに、滞在の不法性について刑罰を科さないことや、生命や自由が脅かされる地域への追放の禁止等が定められている。

***58 外国人登録法**

日本に在留する外国人の居住関係や身分関係の明確化、政府による適正な管理のための諸制度（外国人登録制度等）について規定した法律。それまでの旧・外国人登録令（いわゆるポツダム勅令の一つ）に代わるものとして、平和条約の発効に合わせて制定された。1952（昭和 27）年に施行され、2009（平成 21）年、第 171 回国会で「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が成立・施行されたことにより、2012（平成 24）年 7 月 9 日に廃止された。

***59 入管法（出入国管理及び難民認定法）**

出入国管理制度（日本国への入国、帰国、日本国からの出国、外国人の日本国在留に関する許可要件や手続、在留資格制度、出入国在留管理庁の役割、不法入国や不法在留に関する罰則等）、並びに難民条約及び難民議定書に基づく難民認定制度等を定めた法令。1951年（昭和26）年に公布・施行された。

***60 ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）**

本邦外出身者に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向けた取組を推進するため、基本理念及び国及び地方公共団体の責務を定め、相談体制の整備・教育の充実・啓発活動等を実施することについて規定した法律。近年、ヘイトスピーチについてマスメディアやインターネット等で大きく報道され、社会的関心が高まったことや、2014（平成26）年7月の国連自由権規約委員会による日本政府報告審査における最終見解及び同年8月の国連人種差別撤廃委員会による同審査における最終見解で、日本政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されたことを踏まえ、2016（平成28）年5月24日に国会で成立し、同年6月3日に施行された。

***61 多文化共生社会**

総務省「多文化共生の推進に関する研究会」は、地域における多文化共生を、「国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義しており、多文化共生社会はそれが実現できている社会を指す。

***62 やさしい日本語**

簡易な表現を用いる、文の構造を簡単にする、漢字にふりがなを振るなどして、日本語に不慣れな外国人にもわかりやすくした日本語。2016（平成28）年度に法務省が実施した調査によると、日常生活に困らない程度以上の日本語会話力を有する外国人の割合が調査対象者の82.2%であったこと、2018（平成30）年に東京都国際交流委員会が実施した調査によると、「希望する情報発信言語」として「やさしい日本語」を選んだ外国人の割合が調査対象者の76%に上ったことなどを受け、出入国在留管理庁と文化庁は、2020（令和2）年8月に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を作成して普及に努めている。

***63 公益財団法人しまね国際センター**

島根県民の国際交流活動・国際協力活動等を促進し、諸外国との友好親善と相互理解を深め、地域の国際化及び活性化に寄与することを目的に、前身の「財団法人島根県海外協会」を改組して設立された。地域における中核的な国際交流組織として、国際交流・国際協力事業を実施するとともに、市町村・民間団体等の国際交流活動を支援している。近年は、外国人の定住者が増加してきたことから外国人住民の総合的な生活支援を重点事業として、相談から解決まで一貫した支援を行い、セーフティネット機能の強化に努めている。

***64 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針**

外国人労働者が日本で安心して働き、在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮する環境が確保

されるよう事業主が行うべき事項について定められており、外国人雇用に関わる法律、採用募集、労働条件の決定・周知の方法等のほか、外国人労働者を雇用した際に行うべき実務の要点が整理されている。2007（平成 19）年に定められた。

***65 島根県外国人地域サポーター**

増大化する外国人住民の抱える問題やニーズを把握し、適切な行政サービスの利用をサポートするため、島根県は、外国人住民と行政等の橋渡し役を担う「島根県外国人地域サポーター」を、2015（平成 27）年度から設置している。

患者・感染者等及びその家族

***66 HIV（ヒト免疫不全ウイルス）**

人の免疫細胞に感染してこれを破壊し、最終的に後天性免疫不全症候群（AIDS）を発症させるウイルス。1983（昭和 58）年に分離され、日本では 1985（昭和 60）年に初めて感染者が認知された。主要感染経路は「性行為による感染」「血液を介しての感染」「母親から乳児への母子感染」の 3 つである。治療については、抗 HIV 薬の多剤併用療法にて行われる。ただ、完治・治癒に至ることは現在でも困難であるため、抗ウイルス薬治療は開始すれば一生継続する必要がある。一方、患者の平均余命は、新薬の開発等により非感染者とほぼ同水準まで延長されたとする研究結果もある。

***67 ハンセン病**

ハンセン病は、抗酸菌の一種である「らい菌」が、皮膚のマクロファージ内及び末梢神経細胞内に寄生することによって引き起こされる感染症である。感染力は弱く、ほとんどの人は自然の免疫があるため、“最も感染力の弱い感染症”とも言われている。現在では特効薬や治療法（多剤併用療法）も開発されており完治する病気だが、治療をせずに放置すると身体の変形を引き起こし、障がいが残る恐れもある。初期に治療を開始すれば障がいは全く残らない。

***68 無らい県運動**

1930 年代から 1960 年代にかけて全国的に行われた、すべてのハンセン病患者を療養所に隔離・強制収容させて、放浪患者や在宅患者を都道府県内から一掃しようとする社会運動。官民一体となって患者を摘発し強制的に療養所へ送り込んだほか、一般市民によるハンセン病患者の監視制度でもあり、周囲に隠れ暮らしているハンセン病患者を市民が発見した場合、警察等へ通報して患者を強制収容することを奨励する運動だった。

***69 らい予防法**

国は、1907（明治 40）年「癩予防に関する件」という法律を制定し、「放浪癩」と呼ばれる患者や元患者をハンセン病療養所に入所させることとした。その後、この法律は 1931（昭和 6）年に「癩予防法」として作り直され、隔離の対象となる患者の範囲が拡大、日本中のすべてのハンセン病患者を療養所に隔離できるようにした。この法律に前後して行われた「無らい県運動」により、ハンセン病根絶を目指した「強制隔離によるハンセン病絶滅政策」が広まった。その後、1953（昭和 28）年に「らい予防法」として作り直され、患者の就業禁止・療養所入所者の外出

禁止等を規定した。1996（平成 8）年に厚生大臣の謝罪とともに廃止され、2001（平成 13）年「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で原告が勝訴、内閣総理大臣談話、衆参両院で謝罪決議を経て、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が成立するとともに、厚生労働大臣及び副大臣が各療養所を訪問し謝罪した。

***70 ハンセン病問題基本法（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律）**

ハンセン病問題の解決に向けて、国及び地方公共団体の責務を明確化した法律。ハンセン病患者であった人達の福祉の増進及び名誉の回復、地域社会から孤立防止、良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備、偏見と差別の防止等について明記している。2009（平成 21）年 4 月 1 日施行。

***71 SARS（重症急性呼吸器症候群）**

2002（平成 14）年 11 月、中国南部の広東省で発生した重症な非定型性肺炎は、瞬く間に世界 32 カ国に広がり、2003（平成 15）年 7 月 5 日にWHO（世界保健機関）によって終息宣言が出されるまでの 9 か月間に、死者 774 人、発症者 8,096 人（致死率 9.6 パーセント）が報告された。2003（平成 15）年 4 月 16 日に重症急性呼吸器症候群（SARS: severe acute respiratory syndrome）の呼称で報告され、新型のコロナウイルス（SARS-CoV）が原因であることが突き止められた。日本においては、同年 4 月に新感染症に、6 月に指定感染症に指定され、11 月 5 日より感染症法の改正に伴い第一類感染症としての報告が義務づけられるようになった。

***72 新型コロナウイルス（COVID-19）**

2019（令和元）年 12 月に中国湖北省武漢市で初めて検出され、以降世界各地で感染が拡大（パンデミック）した感染症。国際正式名称は「COVID-19」。「SARS-CoV2」がヒトに感染することによって発症する気道感染症であり、多くの場合、無症状または風邪様症状を伴う軽症で自然治癒するが、重症では急性呼吸窮迫症候群や敗血症・多臓器不全を伴い死に至ることもある。感染への恐怖から感染者や医療従事者、その家族や周囲の人への差別的言動を行う、いわゆる「コロナ差別」が社会問題となった。

***73 難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）**

2014（平成 26）年 5 月 23 日に、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律として成立し、翌年 1 月 1 日に施行された。この法律により、難病の患者に対する医療費助成に消費税等の財源が充てられることとなり、医療費の支給に関する費用は都道府県・指定都市の支弁とし、国はその半額を負担することが明記された。

犯罪被害者及びその家族

***74 犯罪被害者等基本法・犯罪被害者等基本計画**

犯罪被害者等（被害者及びその家族又は遺族）の権利利益の保護を図ることを目的としており、その基本理念として、「犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること」等が定められている。また、国・地方公共団体が講ずべき基本的施策として、相談及び情報の提供、損害賠償の請求についての援助、給付金の支給に係る制度の充実等、保健医療サービス・福祉サービスの提供、犯罪被害者等の二次被害防止・安全確保、

居住・雇用の安定、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等が定められている。2004（平成16）年秋の臨時国会（第161回国会）において成立した。同法第8条において、政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（「犯罪被害者等基本計画」）を定めなければならないこととしており、内閣府に設置された「犯罪被害者等施策推進会議」において案が作成され、2005（平成17）年12月27日閣議決定ののち公表された。

***75 公益社団法人島根被害者サポートセンター**

2001（平成13）年に犯罪被害者の相談窓口として「島根犯罪被害者相談室」が設立され、2008（平成20）年に「島根被害者サポートセンター」として改組設立された。犯罪等の被害者及びその家族又は遺族に対して、付添支援活動・精神的支援活動、その他各種支援活動を行うとともに、社会全体で被害者等を支援する意識の高揚を図り、被害者等の被害の回復及び軽減に資することを目的に、各種啓発活動を行っている。

***76 性暴力被害者支援センターたんぼぼ**

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとして、島根県が開設する「島根県女性相談センター」内に設置され、性暴力被害者に対する相談支援を行っている。

刑を終えて出所した人及びその家族

***77 犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008**

2002（平成14）年の刑法犯認知件数が戦後最悪の285万件に達し、社会不安が増大したことを背景に、政府全体としての犯罪対策を進めることの重要性が認識された。そこで、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、政府では、2003（平成15）年9月から、首相が主宰し全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議を開催している。同年12月には、同会議において、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が策定された。その後5年間の取り組みにより、治安状況は着実に改善しつつあったものの、依然として客観的な治安状況は戦後の安定期には及ばず、また、振り込め詐欺の多発、凶悪な事件の相次ぐ発生等により、国民の体感治安は依然として改善していなかった。そこで、政府では、2008（平成20）年12月に開催された第12回犯罪対策閣僚会議において、犯罪を起こさせないためのより広範な政策を持続的に講じていくため「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」を策定し、再犯防止対策の一環として、刑務所出所者等の社会復帰支援を総合的に推進することとした。

***78 再犯防止推進法（再犯の防止等の推進に関する法律）**

近年、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇し、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となったことから、再犯の防止等に関し、基本理念及び施策の基本事項を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにした法律。国の責務として、再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実や社会における職業・住居の確保、再犯防止推進の人的・物的基盤の整備、再犯防止施策推進に関する重要事項や再犯防止推進計画の策定等を定め、地方公共団体には、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、国に準ずる施策の実施や地方再犯防止推進計画の策定等を努力義務として課した。2016（平成28）年12月14日に公布、施行された。

***79 浜田地区更生保護サポートセンター**

浜田市・江津市における更生保護事業の拠点として、2014（平成 26）年 12 月に開設された。保護司会運営の円滑化、保護司相互の連携強化、更生保護のワンストップサービス等を行う。

***80 保護司**

法務大臣から委嘱を受けた、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。身分は非常勤の国家公務員。業務内容は、保護観察対象者の保護観察、釈放後の社会復帰に向けての生活環境整備、犯罪予防の啓発活動等。本市における活動は、浜田地区保護司会江津分区が、毎年 7 月の強調月間を中心に「社会を明るくする運動」に関する活動を行うほか、学校や地区に出向いての啓発活動を行っている。また、保護観察対象者の更生に向け、担当保護司が月 2 回以上の面接を行い、日常生活や家庭の様子を確認しながら就学確保や、自立に向けた生活安定のため就労支援を行っている。

性的指向と性自認等

***81 L G B T**

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつ。2019（令和元）年 11 月に株式会社 LGBT 総合研究所が全国 20～65 歳の約 42 万人を対象に実施した「LGBT 意識行動調査 2019」によると、日本における LGBT のいずれかに該当する人は 10.0%（国民の 10 人に 1 人）という結果が報告されている。

***82 性同一性障害特例法（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律）**

性同一性障がい者のうち特定の要件を満たす者につき、家庭裁判所の審判により、法令上の性別の取扱いと、戸籍上の性別記載を変更できることとした法律。2003（平成 15）年 7 月 10 日に成立し、翌年 7 月 16 日に施行された。2008（平成 20）年には、性同一性障がい者の性別取扱い変更にかかる審判要件の一部を変更し、現行の要件は、①20 歳以上であること、②現に婚姻していないこと、③現に未成年の子がいないこと、④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていることとなっている。

***83 性同一性障害（Gender Identity Disorder, G I D）**

出生時に割り当てられた性別とは異なる性の自己意識（Gender identity、性同一性）を持ち、自らの身体的性別に持続的な違和感を覚える状態の医学的な診断名及び状態像。身体の性別と性同一性の齟齬に違和感や嫌悪感を覚えながら、生活上のあらゆる状況において身体上の性別に基づいて生活し、また周囲から扱われることを強いられるため、精神的に著しい苦痛を受けることも少なくない。

インターネットによる人権侵害

***84 プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）**

特定電気通信による情報の流通（掲示板、SNSの書き込み等）によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者（プロバイダ、サーバの管理・運営者等。以下「プロバイダ等」という。）の損害賠償責任が免責される要件を明確化するとともに、権利を侵害された者が、関係するプロバイダ等に対し、権利を侵害した発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。2001（平成13）年11月30日に公布され、2002（平成14）年5月27日に施行された。

***85 リベンジポルノ防止法（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）**

近年、被害者である元交際相手等の性的画像をインターネット上に公表する、いわゆる「リベンジポルノ」等の行為により、被害者が長期にわたって多大な精神的苦痛を感じる被害が多発し、2013（平成25）年10月に発生した「三鷹ストーカー殺人事件」を機に、2014（平成26）年11月に国会で成立、公布・施行された。第三者が撮影対象者を特定することが出来る方法で、私事性的画像を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者に対し、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すとともに、公表目的で私事性的画像を提供した場合（例えば、SNS等によって拡散目的で特定少数者に提供する行為）、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金を科すという内容となっている。また、「プロバイダー責任制限法」に基づくインターネット上の画像削除については、プライベートとして撮影された性的画像記録に関して特例を設け、発信者の反論がない際に削除するまでの照会期間を7日間から2日間に短縮する規定が設けられた。

災害に伴う人権問題

***86 災害対策基本法**

災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的として制定された法律であり、1959（昭和34）年の伊勢湾台風を契機として1961（昭和36）年11月15日に施行された。防災に関し、国・地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成・災害予防・災害応急対策・災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めている。阪神・淡路大震災後の1995（平成7）年には、その教訓を踏まえ2度にわたり災害対策の強化を図るための改正が行われ、2011（平成23）年から2019（令和元）年までの8年間で3回にわたる大幅な改正がなされており、この間、東日本大震災等さまざまな実例から得た教訓が活かされている。

***87 避難行動要支援者名簿**

2011（平成23）年に発生した東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。この状況を踏まえ、2013（平成25）年の災害対策基本法改正において、「避難行動要支援者名簿」の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること、避難行動要支援者の同意を得て（緊急時は同意を得ず）消防機関や民生委員等の避難支援等

関係者に情報提供できること、名簿の提供を受けた者及び市町村の守秘義務等を規定した。名簿掲載事項としては、掲載者の氏名・生年月日・性別・住所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする事由・その他避難支援等の実施に必要な事項とされている。

***88 避難所運営ガイドライン**

東日本大震災の教訓を受け、災害対策基本法が改正され、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（2013（平成 25）年 8 月）」（その後、2016（平成 28）年に改定）が策定されたことを受け、この「指針」に基づき、市町村が取り組むべき、災害発生時に必要となる基本的な対応を事前に確認し、災害対応の各段階（準備・初動・応急・復旧）において、実施すべき対応（19 の項目）業務をチェックリスト形式で取りまとめたもの。「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」と合わせて、2016（平成 28）年 4 月に作成された。

様々な人権問題

***89 先住民族の権利に関する宣言（先住民族の権利に関する国際連合宣言）**

先住民族を「国際法上の主体」として位置づけ、文化・アイデンティティ・言語・雇用・健康・教育に対する権利を含め、先住民族の個人及び集団の権利を規定している。また、先住民族の制度、文化、伝統を維持、強化し、かつニーズと願望に従って開発を進める権利を強調するとともに、先住民族に対する差別を禁止し、「先住民族に関係するすべての事項について、固有の生活様式を守り、かつ経済社会開発に対する自身のビジョンを迫及する権利も含め、完全かつ効果的に参加できるようにする。」としている。前文 23 段落と本文 46 カ条からなり、2007（平成 19）年に国連で採択された。

***90 アイヌ施策推進法（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律）**

アイヌ施策の目的、基本理念、国及び地方公共団体の責務等の他、政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置、民族共生象徴空間（「ウポポイ」）の管理に関する措置、アイヌ政策推進本部の設置等が定められた法律。2019（平成 31）年 4 月 26 日公布、同年 5 月 24 日施行された。この法律に基づき、2019（令和元）年 9 月 6 日「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針」が定められ、市町村は「アイヌ施策を推進するための計画（アイヌ施策推進地域計画）」を作成し内閣総理大臣の認定を受けた場合に、同計画に基づく事業費について交付金（アイヌ施策推進交付金）を受けられることとなった。

***91 ホームレス自立支援法（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法）**

ホームレスの自立支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関する国及び地方公共団体の責務、ホームレスの人権への配慮、地域社会の理解や民間団体の協力を得つつ必要な施策を講ずること等を定めた法律。2002（平成 14）年 7 月 31 日に議員立法で成立し、同年 8 月 7 日に公布・施行された。10 年間の時限立法だったが、2 度の改正で 25 年間に延長された。この法律に基づき、2003（平成 15）年 7 月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が定められた。

***92 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律**

北朝鮮当局による拉致を始めとする人権侵害問題の解決について政府及び地方公共団体の責務を明記した法律。2006（平成 18）年 6 月 16 日議員立法により成立し、同月 23 日公布・施行された。「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の実施、年次報告の提出及び公表、国際連携の強化、人権侵害状況が改善されない場合における抑止のために特定船舶入港禁止法や外国為替及び外国貿易法に規定された必要な措置等を講ずること等が定められている。また、政府に対して北朝鮮当局の人権侵害状況の改善に資するように政策決定するとともに、諸外国や国際機関等に対しても働きかけを行うように定めている。

***93 人身取引対策行動計画**

2000（平成 12）年 11 月に国連で「人身取引議定書」が採択され、政府は、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護を早急かつ着実に推進するため、2004（平成 16）年 4 月、法務省を含む関係省庁において「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、同年 12 月に国際的な組織犯罪である「人身取引」に対し政府一体となった総合的、包括的な対策を推進するため「人身取引対策行動計画」を策定した。現行計画（本基本方針策定時点）は「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」の上部組織である「犯罪対策閣僚会議」によって策定された「人身取引対策行動計画 2014」であり、同計画に基づく「人身取引対策推進会議」を随時開催し、我が国における人身取引の実態の把握、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を推進している。

***94 自殺対策基本法**

国内の年間自死者数が、1998（平成 10）年以降毎年 3 万人を超える深刻な状況が続いていたことを受けて、2006（平成 18）年 6 月 21 日に議員立法で成立・公布、同年 10 月 28 日に施行された法律。自死対策が社会的な取り組みとして実施されなければならないこと、国及び地方公共団体、医療機関等の各団体が密接に連携しなければならないこと、対策の実施には国や自治体が責務を負うこと、未遂者や自死遺児への支援、自死対策に取り組む民間団体の支援、「自殺総合対策会議」の設置と政府による施策の報告義務等が定められている。2007（平成 19）年 6 月には、この基本法に基づき、政府が推進すべき自死対策の指針を示した「自殺総合対策大綱」が策定された。2016（平成 28）年の改正で、基本理念に「自殺対策が生きることの包括的な支援として実施されるべき」と明記し、都道府県及び市町村に「地域自殺対策計画」の策定を義務付けた。

***95 個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）**

個人情報の定義を「生存する個人に関する情報であつて、この情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」とし、その適正な取扱いに関し、基本理念及び基本方針、施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めた法律。2003（平成 15）年 5 月 23 日に成立し、一般企業に直接関わる部分（罰則を含む第 4～6 章）以外の規定は即日施行された。全面施行は 2 年後の 2005（平成 17）年 4 月 1 日。

資 料

世界人権宣言

1948(昭和23)年12月10日
第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤勞する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

1946(昭和 21)年 11 月 3 日公布

1947(昭和 22)年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 1 1 条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 1 2 条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 1 3 条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 1 4 条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 1 9 条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 2 0 条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 2 1 条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条

学問の自由は、これを保障する。

第24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

教育基本法

2006(平成 18)年 12 月 22 日公布・施行

前 文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第 1 条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第 3 条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第 4 条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないが、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障がいのある者が、その障がいの状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第 2 章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第 5 条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

※1947(昭和22)年に公布・施行された旧教育基本法を2006(平成18)年に全部改正したもの。

第2条(教育の目標)に「男女平等」に関する条項が新たに盛り込まれた。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000(平成12)年12月6日公布・施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

SDGs (エス・ディー・ジーズ)

SDGs とは

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。



人権尊重の精神に基づく SDGs

「SDGs」は、「持続可能でよりよい世界」を目指すために、全世界が 2030 年までに達成すべき目標を掲げたものですが、その前文において「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」という人権尊重の精神に基づいた宣言がなされています。

このことは、世界が未来にわたって「持続可能」であり続けるためには、「人権尊重の精神」が不可欠であることを改めて示したものとと言えます。

江津市人権・同和教育推進協議会規程

〔昭和 54 年 6 月 29 日〕
教委規則第 84 号

改正 昭和 58 年 7 月 14 日教委規則第 4 号 平成 6 年 8 月 5 日教委規則第 7 号
平成 16 年 12 月 21 日教委規則第 27 号

(設置)

第 1 条 江津市における人権・同和教育を推進するため、江津市人権・同和教育推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 30 人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから江津市教育委員会(以下「委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 同和地区代表者
- (2) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教員
- (3) 学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等)

第 4 条 協議会に、会長、副会長各 1 人及び監事 2 人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

第 6 条 委員会職員は、協議会に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、委員会において処理する。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。
(桜江町の編入に伴う経過措置)
- 2 桜江町の編入の日(昭和 58 年 7 月 14 日)に委嘱された編入前の桜江町からの委員の任期は、第 3 条の規定にかかわらず、他の委員の任期満了の日までとする。

附 則 (昭和 58 年 7 月 14 日教委規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 6 年 8 月 5 日教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 16 年 12 月 21 日教委規則第 27 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の江津市人権・同和教育推進協議会規程の規定は、平成 16 年 10 月 1 日から適用する。

江津市人権施策推進基本方針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条に基づき、江津市における人権施策推進に関する基本的な方針を策定するため、江津市人権施策推進基本方針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 「江津市人権施策推進基本方針」の策定に関すること。
- (2) その他江津市人権施策推進基本方針策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱及び任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係者及び関係団体代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他

3 前項に規定する委員がその身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 会議には、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(小委員会)

第7条 委員会に資料の収集及び素案の作成等を行なうため、小委員会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、主務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

江津市人権施策推進基本方針策定委員名簿

No.	氏 名	所 属 ・ 職 名 等	備 考
1	川島 幸雄	江津市社会福祉協議会 事務局長	会長
2	鹿森 偉左雄	江津市民生児童委員協議会 会長	
3	高村 洋	江津市連合自治会協議会 会長	
4	井上 和子	江津市連合婦人会 会長	
5	山田 克則	江津商工会議所 事務局長	
6	佐々木 幸恵	特定非営利活動法人ちやいるどりーむ 理事長	副会長
7	大野 淑子	江津市人権・同和教育推進協議会 委員	
8	森口 昌明	全日本同和会島根県連合会江津支部 事務局長	
9	小田 公弘	江津市教育研究会 人権・同和教育部長	
10	山崎 玲子	浜田人権擁護委員協議会 高齢者・障がい者・人権部会 副部長	
11	大地本 敦子	浜田教育事務所管内 人権・同和教育専任教員	
12	松島 誠	江津市社会教育指導員	

江津市人権施策推進基本方針

2021（令和3）年3月発行

発行 江津市人権啓発センター
江津市教育委員会人権同和教育課
〒695-0011 江津市江津町672番地4
TEL/FAX 0855-52-1018